

国文学研究資料館史料館所蔵村方文書引継・管理史料

解説 富善一敏

筆者は一九九四年度から九六年度にかけて、国文学研究資料館史料館（国立史料館）に、日本学術振興会特別研究員として在籍した。その三年間の間に多くの史料を見る機会に恵まれたが、とりわけ専門とする村方文書の引き継ぎや管理、あるいは文書に対する近世の百姓の意識を知ることのできる史料を収集することができた。その中のごく一部ではあるが、まだ活字化されておらず、内容的に面白いものを紹介し、近世村落史と記録史料学の進展に寄与したいと思う。

まず最初に、掲載する史料の性格や背景、及びその特徴について簡単に述べておく。なお配列は文書群ごとに一括し、編年順とした。

一は、陸奥国白河郡栃本村根本家文書中の触元役所引渡帳である。栃本村（現福島県西白河郡東村）は当初会津領、寛永四年（一六二七）白河藩領、寛保元年（一七四一）以降越後高田藩領に属し、村高は天保郷帳で六二六石余、寛保四年の家軒・人数は五〇軒・一九

八人であった。根本家は寛永期以後代々栃本組大庄屋と栃本村庄屋を兼務していた。高田藩の大庄屋制は、その奥州分領八万四千石余を栃本組・釜子組・中目組など八つの組合村を編成し、浅川に陣屋を置いて支配するものであり、浅川陣屋元に置かれた触元役所には年番触元大庄屋が詰めて、触の取り次ぎ等の実務を担当していた。¹⁾

この文書は、延享四年（一七四七）五月に作成され、形態は半紙判縦帳、丁数は二〇丁である。根本家が先役の大庄屋から触元役を引き継いだ時に受け取ったものか、根本家から跡役の大庄屋に触元役を引き継ぐ時に引き渡したものかどちらかのケースが想定されるが、本文書の記載に、亥年（寛保三）から卯年（延享四）までの御用日記が引き渡されており、かつそのどちらも根本家文書として現存することから、前者と考えるべき。「御用帳面引渡所」の項にある触元役所文書と共に、触元役所の建物とそれに付属する道具・家具・食器の記載の豊富なことが特徴であり、「大庄屋衆分預り物」の記載もみられる。

また引き継がれた「御用帳面」のうち、御用日記・御用帖持出留・御用諸割賦帳・九拾歳者之一件・御年始之一件・御廻馬附出馬割合之一件・諸御用御奉行所御差紙などの文書は、三年ないし五年分の記載しかないことから、毎年作成されるこれらの文書のうち現用分のみを引き継いだと考えられる。

二は、美濃国武儀郡山田村長田家文書中の御墨付取り戻しについての一件史料である。山田村（現岐阜県関市）は近世初期は旗本大嶋氏領、後に笠松代官支配下の幕領となった。⁽²⁾文化七年（一八一〇）の村明細帳によると、村高六七一石一斗八升四合、反別五四町、家軒数九五、人口三七五人であり、耕地の九割近くを水田が占める米作中心の農村であった。美濃国に一般的な村落内の身分階層制として、頭百姓と脇百姓との身分的区別を家格の形で固定し、家作・祭礼・吉凶・衣服等の差別を村法として制度化し、村役人の地位を独占した頭百姓が脇百姓を支配するという頭分制が存在した。当村においても、寛政元年（一七八九）以降明治元年（一八六八）まで六回にわたり、頭百姓への身上りと村政への参加を求めた脇百姓による村方騒動が起こっている。

この文書は山田村の年寄久右衛門と百姓忠兵衛との間で寛政二年に争われた「御墨附」の所持をめぐる一件であり、豎継紙二通からなる。久右衛門は持高二〇石余を所持し長田姓を称し、自己の組下として十数戸の新屋敷農民を支配する村内の有力者であり、近世中期以降（三三輪）定吉家・（後藤）和吉家と共に村役人を独占していた。一方相手の忠兵衛は寛政五年に少なくとも田六反九畝を所持し、元治元年（一八六四）には高約三五石を所持する新興の百姓であり、当一件の前年の寛政元年には年貢免定及び免割帳の公開と村政への

組頭の参加を求めて代官所に訴え、翌二年に他の一四名の百姓と共に新組を結成し、村内を二分する村方騒動を起こしている。

この一件から、領主から頂戴した「御墨附」が借金の担保として機能していたこと、近隣の都市岐阜にこうした文書の複製を行なう業者（岐阜表切者成仁）が存在したことが分かり興味深い。

三は、信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書中の、大円寺の過去帳の戒名改竄についての一件史料である。町田家は御馬寄村の名主であった。御馬寄村は千曲川左岸段丘斜面に位置する中仙道沿いの村であり、村高は天保郷帳で六一四石余、宝暦二年（一七五二）の家数六五軒、同一〇年の人数は五一九人である。千曲川対岸の塩名田宿と共に千曲川往還橋保守の任務を負い、また塩名田宿の加宿として文化三年（一八〇六）には一日六人・五匹を負担した。大円寺は村の中央北側に位置し、浄土宗知恩院末、起立山遍照院と号した。元和年間の創立と伝え、当初は千曲川の河畔にあったが、寛保二年（一七四二）の大洪水のため現在地に移転したという。

当一件は、大円寺檀家の菊次郎が享和三年（一八〇三）に先祖の百五十回忌に際して過去帳を閲覧したところ、先祖の院号が消され戒名だけが書き直されているのを発見し、住持の来誉和尚が菊次郎に詮証文を出した⁽¹⁾⁽³⁾。しかしその後住持が菊次郎に無断で過去帳の抹消部分の脇に書き添えを行ったため、菊次郎は村役人に訴え、小諸町の光岳寺ほか三ヶ寺が立ち入り、過去帳の書き添え箇所と先祖の位牌の置き場所を元通りに直すことで内済した⁽²⁾。しかし内済証文の文言を扱人が菊次郎にきちんと提示せず、また過去帳の脇書の抹消について再度菊次郎から訴えが起こされたが⁽⁴⁾、その結果は不明である。

この一件史料から、寺院の過去帳は百姓にとつて検地帳や年貢割付状と同様に「拝見」する文書であり、代々の住持が引き継ぐべき重要文書として意識されていたことが分かる。また本一件文書の配列について、文脈からは③を②の前に置くべきであるが、この史料を収集し、昭和三年（一九二八）一月に謄写した町田良一氏が文書の端裏に朱書で記した順番を尊重し、その通りに配列した。なお②→④は原史料であるが、①は豎紙にカーボンで謄写したものである。

四は、信濃国佐久郡下海瀨村土屋家文書及び相馬家文書中の忠右衛門一件関係の史料である。下海瀨村（現長野県南佐久郡佐久町）は佐久盆地の南端、北流する千曲川の右岸に位置する村である。近世初期には海瀨村として一村であったが、寛永一三年（一六三六）の新田検地の施行の際、上海瀨・下海瀨・海瀨新田の三ヶ村に分村した。下海瀨村は本郷と花岡・四ツ谷の二つの枝郷からなる。支配は小諸藩領・駿府徳川忠長領・甲府領を経て、承応二年（一六五三）より幕府領となり、松本藩預所となった寛保→天明期を除き幕領であった。当一件が起きた安政二年（一八五五）当時の村高は五六八石三斗三升八合、家軒は一五〇軒、人口は六〇一人（うち男三二二人・女二八九人）である。³当村は年番名主制を取っているが、土屋家・相馬家共に年番名主または組頭として村政運営の中心を担っていた。

次に、当一件の理解に不可欠な与左衛門と忠右衛門の関係を説明しておく。天保八年（一八三七）の九代目与左衛門忠也の病死後に家督を継いだ十代目与左衛門忠孝は、二年後の天保一〇年に病死した。忠也と八代目与左衛門忠重娘せんとの間には忠孝の他に娘茂栄

また忠也と後妻つねとの間には当時四歳の与重郎（十一代目与左衛門忠儀）があり、茂栄は天保一〇年に為之助に嫁ぐが、与左衛門家の跡継ぎと考えられた彼もまた、天保一二年に死亡してしまう。そこで与重郎の祖父の忠重は与重郎を引き取って隠居分家し茂左衛門を名乗り、家名を忠重の後妻かじの連れ子直次郎に預け、忠右衛門として相続させたのである。同族団により構成される当村の五人組制度の下、忠右衛門が五人組頭になった。⁴成人後の安政元年（一八五四）に百姓代に選ばれて村政に参加した与左衛門忠儀は、忠右衛門に預けた本家の家名及び五人組頭と村方文書の返還を求めて翌安政二年に訴えを起こしたが、これが当一件である。以下掲載した史料の内容を簡単に紹介しておきたい。

①は文政二年（一八一九）・天保一〇年・安政六年の村方文書引継目録帳を合綴したものである。検地帳・年貢割付状・同皆落目録・普請出来形帳などの多種多様の村方文書及び諸道具が収録されており、筆数は二百、収録点数は約五百点に達する。文政五年二月には、用水普請・川除普請関係の文書をその年の名主に預けることが取り決められている。その一例が②であり、九代目の与左衛門忠也が自家で所持する普請関係文書を目録帳に記している。

③は隣村の樋口村治兵衛から与左衛門への書状であり、当一件が起きた理由を、忠右衛門が「一族之義理ヲ被捨候」ことに求めている。④⑤は当一件についての与左衛門方の訴状であり、先に述べた忠右衛門との関係を記したものである。⑤の「私義者幼少二付名主役相勤候節之預り置候御書付類紛乱不致様茂左衛門義隱宅へ持参致置」との表現からは、名主役に代々就任する家柄であっても幼少の者は村方文書を預かる資格がないと当時考えられていたことがうか

がえ興味深い。⑥は与左衛門が村役人に、当一件の任用は自分が全て負担することを約束した一札である。紙幅の都合上掲載できなかったが、翌三月付の当一件の任用帳によると、村役人の宿代・飲食代などの総額は金一三兩二分と錢三四二文であった。⑦は忠右衛門の反論書である。与左衛門は別家であり、本家の相続は天保九年の取り決め通り、「血道之もの」すなわち与左衛門と血のつながりのある者に仰せ付けてほしいと願っている。当事者の与左衛門・忠右衛門のいずれも八代目あるいは九代目与左衛門の後妻の連れ子であり、与左衛門家とは直接血のつながりはなかった。⑧は⑦を受けて出された与左衛門の返答書であり、小作米の計升や質地証文に関する忠右衛門の不当な取り扱いを述べている。

この争論は安政二年三月にいったん決着するが、その議定書が⑨、代官所への吟味下げ願いが⑩である。五人組頭は与左衛門と忠右衛門が一年交代で勤めること、本家は与左衛門の子供に茂左衛門（八代目与左衛門）と血のつながりのある者を結婚させ相続させることの二点を取り決められている。⁽⁶⁾

こうして五人組頭と本家の家名の件は解決したが、村方文書の返還の件はいまだ未解決のままであった。⑪⑬は、忠右衛門に預けられた村方文書のうち、用水普請及び川除普請文書の返還を代官所に求めた村役人の訴状であり、⑫はその文書のリストである。下海瀬村は千曲川の急流に面しており、海瀬新田村と共同の御普請場は字かほれ岩など実に一ヶ所を数え、二里余の用水も海瀬新田村と共同の御普請場であることから、普請関係文書は村方にとって欠くことのできない重要文書であった。この争論は同年八月に忠右衛門から村方に、普請関係文書だけでなく全ての「御判物」を差し出す旨

の詫状が出され⁽¹⁴⁾、代官所への訴えも取り下げられ解決した⁽¹⁵⁾。①のうち安政六年（一八五九）の文書目録帳に「忠右衛門普請取一御普請出来形帳 式拾壹冊」との記載があり、村方への文書の返還が実際に行われたことが確認できる。

その後も与左衛門と忠右衛門の不和は続き、安政五年・文久元年（一八六一）・慶応二年（一八六六）の三度にわたり和談書が作成されている⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾⁽¹⁹⁾。とくに⑬では忠右衛門方に預けられた、「本家方ニ而進退可仕書類」を可能な限り与左衛門方に引き渡すことになった。その二年後の文久三年には村役人と五人組頭の寄合により、「村方御用書物」すなわち村方文書は与左衛門が預かり、当面必要な文書のみを名主に渡すことが取り決められた⁽¹⁸⁾。こうして与左衛門家は、同族団の本家として五人組頭となり、また名主として村政運営に携わるだけでなく、村方から村方文書の保管を委託される家、いわば「文書の家」としてもその地位を確立したのである。

五は、出雲国簸川郡神門村役場書類中の芦渡村の諸帳面引渡帳である。芦渡村（現島根県出雲市）は神西湖東方の丘陵地帯に位置し、慶長七年（一六〇二）に古志村から分村して成立した。支配は松江藩領であり、村高は天保郷帳で一一一石余、宝暦四年（一七五四）の神門郡北方指出帳では家軒数二一八・人口六五九人・牛三五匹であった。

この文書は弘化三年（一八四六）三月に作成され、形態は半紙判横長帳、丁数は一五丁である。先役の庄屋甚助から跡役の庄屋吉右衛門と年寄二名に宛てて出され、一四一筆、約八百点に達する多数の文書が記されている。記述は詳細であり、ほとんどの文書に作成年月が付されているので検索も容易である。◎や○といった照合符

の書き入れがそれを物語っている。なおこの他にも、本文書中の芦渡村の村方文書引渡目録帳として、文化三年（一八〇六）三月「寛（38X5、139、1）、同一一年八月「芦渡村役所諸帳面附渡帳」（139、2）、文政三年（一八二〇）八月「芦渡村役所諸帳面附渡帳」（139、3）、天保二三年（一八四二）四月「神門郡芦渡村諸帳面附渡帳」（139、4）、慶応二年（一八六六）一二月「芦渡村諸帳面并二諸御書付類共附渡し帳」（139、6）の五冊があるが、紙幅の都合上掲載を省略した。

六は、三井高維収集文書のうち、信濃国諏訪郡湯川村の文書目録帳である。湯川村（現長野県茅野市）は白樺湖山麓の村であり、支配は高島藩領と諏訪上・下社領の相給であった。文化二年（一八一五）の村高は八二石七斗九升九合一勺、家軒数一三三、人口五四六人である。東信・北信と諏訪を結ぶ大門街道が当村を通っていたので、人馬の継ぎ立てを行う問屋や高島藩の穀留番所があった。

この文書は嘉永三年（一八五〇）正月に作成され、形態は半紙判縦帳、丁数は二四丁である。丁間には神領（諏訪社領）名主の三右衛門の印が押されており、古役（村役人経験者）又右衛門ほか六名及び神領名主・年寄・問屋六名から、名主仙右衛門に宛てたものである。

この文書の特徴は、記載された文書に番号が付されていることである。番号は付け落としたの五番を含め全部で一七九番であり、文書の点数は実は一〇二二点に達している。文書の引き継ぎの際、番号ごとに文書の現物と照合し、その存在を確認したものには目録帳に照合符の○を付す方式を取ったと考えられ、それは「寺二有之」（八一番）など所在の異なるものについては○がないことからもう

かかえる。末尾には、以前の名主儀左衛門が検地帳及び検地目録の一点の文書に誤って「点ヲ懸」汚してしまった由の記載がある。

また一一丁目の丁間挿入文書からは、この目録帳作成後の同年五月一日に、前名主の仙右衛門から跡役名主の又右衛門に、目録帳通り村方文書の引き継ぎが行われたことが分かる。

七は、駿河国庵原郡今宿村池田家文書中の村方文書取調帳である。今宿村（現静岡県由比町）は東海道の由比宿と興津宿の間の村であり、支配は幕領である。明治二年（一八六九）の村高は一四石二斗四升二合、家軒数は一〇三軒、人口は五八六人（男三〇七人・女二七九人）であった。⁹⁾東海道が村内を通り、また駿河湾に面していることから、村民の多くは伝馬稼ぎや漁業・魚商に従事していた。¹⁰⁾また北田村・町屋原村ほか八ヶ村と共に由比宿の加宿を勤め、各宿に常備する馬百匹・人足百人の半分を一一ヶ村が共同で負担した。池田家は代々今宿村の名主を勤め、また由比宿加宿惣代の一人でもあった。

この文書は嘉永三年（一八五〇）六月に源治郎により作成され、形態は半紙判横長帳、丁数は一〇丁である。記載された文書の件数は三二七件、総点数は六六三三点に達する。文書簡笥の各引き出し（「右」上「左」引出し、「右ノ式之引出し」、「右三引出し」、「左り上ノ式引出し」、「上り左」、「左り三之引出し」など）毎に文書が記載されていることが特徴である。また絵図類が同一箇所にとめられていることから、一定程度の内容分類が行われていたと考えられる。中程の状ものにはい印からな印の記載があるが、その目的などは分からない。また天保一五年（一八四四）二月一七日から嘉永四年四月一六日まで数度にわたり、新名主の安左衛門に文書が引き渡されており、こ

の目録帳が村方文書の出納帳簿の役割も果たしていたと思われる。年貢割付状・年貢皆済目録は、嘉永三年六月二十九日に名主安左衛門に貸し出され、同年七月一日に返却されており、現用文書の名主への貸し出しがこの目録帳を作成した契機となった可能性もある。なお末尾には、延宝から嘉永までの年号の改めの記載がある。

最後に、以下掲載する文書の凡例について記しておく。

・各文書には文書群名・請求番号・年月・文書名を記した。

・各史料には、読みやすくするために適宜読点(・)と並列点(・)を付した。

・文書の活字化にあたっては原則として常用漢字を使用した。『古』など一部異体字や合字・旧字体を残したものもある。

・変体仮名は現行のひらがなに改めたが、慣用助詞の而(て)・茂(も)・江(え)・者(は)・与(と)はそのまま記した。

・欠字や平出などは原文の体裁を尊重したが、割書などは形態を改めたものもある。

・表紙・端裏書・朱書などはその文言を「」で囲み、右傍に(表紙)等と記し、適宜その場所を示した。

・原文の抹消はその文字の左側に~~~~を付けて示した。

・その他筆者による注記は全て、右傍に()を用いて記入した。

注

(1) 国文学研究資料館史料館編『史料館所蔵史料総覧』(名著出版、一九九六年)三二頁。平凡社及び角川書店の地名辞典の栃本村の項。以下この三者に依拠した箇所は出典を略す。

(2) 以下の山田村に関する記述は、伊藤忠士「一八世紀末における村方騒動と村落支配——美濃における一村の分析——」寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究 近世編』吉川弘文館、一九七〇年、同「幕末・維新时期における村方騒動と村落支配——美濃における頭分制と維新変革——」佐々木潤之介編『村方騒動と世直し 下』青木書店、一九七三年、の両者に多くを負っている。

(3) 文久二年一〇月「村高家数人別書上帳」農政調査会編『近世農民騒動史料 小作騒動に関する史料集』(明治文献資料刊行会、一九五九年)四五九頁。

(4) 『史料館所蔵史料目録第二十四集 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書目録』(以下「目録」と略す)一九九一—二〇〇頁。

(5) 安政二年三月「五人組一件諸雑用取調帳」土屋家文書、二五A—一—五五号史料。

(6) 『目録』一九五—九六頁の土屋家略系図によれば、与左衛門の長男忠三と忠右衛門の四女ぎんが、明治八年(一八七五)に入籍している。

(7) 『目録』一八七頁。

(8) 「文化十二年 村々高・免・家軒・人別・里数付帳」『長野県史近世史料編 第三巻諏訪地方』一一四頁。

(9) 明治二年三月「明細書上帳」池田家文書、三三P—二〇四号史料。

(10) 「天保十三年十一月 庵原郡今宿村家作書上帳」『静岡県史資料編一〇 近世二』五四五頁。

延享四年五月 触元役所引渡帳

(半)

「(表紙)

延享四歳

触元役所引渡帳

卯五月

定

一屋敷代金四両也内式両式分触元役所出ス

表口四軒半

但此屋敷の年々御年貢米金少々宛上納仕候、尤三

裏行三拾八軒

ケ二触元役所出ス、三ヶ一ハ八郎右衛門出差出

申候

寛保三年亥十月

一此屋敷売券帖巻通八郎右衛門所ニ有之候

一表口三軒半ニ五軒之間 八木屋店家

一表口巻軒ニ五軒之間 触元役所通道

一表門巻ケ所 寶戸式本

一役所家式軒半梁ニ七軒 南北西三方ハ三尺之下屋

但東之方巻軒ニ式軒半仕出し

一座敷巻ケ所 座敷前南之方四軒、西北之方四軒之余折廻し葭簀垣也

内

床押込

畳拾畳

康紙式本

障子六本

まと巻ケ所

炬達巻ケ所 但石炉

ふろ巻つ

やくら巻つ

刀かけ巻つ

簀天井

竹縁巻ケ所折廻シ三尺ニ六間之間

一広間巻ケ所

内

畳拾六畳半 但琉玖表

座敷仕切板戸式本

中上り口板戸式本障子巻本

次上り口障子巻本

まと巻ケ所式尺ニ巻軒

台所上り口両所板戸式本

三尺ニ九尺板押込巻ケ所

中仕切大和障子巻本

同康紙四本
 石炬達巻ケ所
 炬達ふる巻つ
 やくら巻つ
 むそうまと巻ケ所
 寶天井
 一台所巻ケ所 但土間也
 内
 薄縁り八枚 但りうきう表
 下筵 拾枚
 竈巻ケ所
 なヶし巻ケ所
 置竈巻つ
 ま戸三ヶ所
 板戸巻本
 御用帳面引渡所
 亥子丑寅卯五年分
 御用日記
 右同断
 一御用帖持出留
 右同断
 一御用諸割賦帳
 右同断

五冊
 五冊
 五冊

一 触元役所入用帳
 一 御領中定かね
 一 御領中郷帳
 但浅川組郷帳請取不申候
 一 奥州御領中古方式御役懸ケ願一件
 一 御領中小物成一件
 一出羽奥州道法帳
 一 御領中惣人数寄帳
 一 御領中庄郷寄帳
 一 御領中郡切人数寄
 亥子丑寅卯四年分
 一九拾歳者之一件
 子丑寅卯四年分
 一 御年始之一件
 享保元年以後
 一 開発新田一件
 一同御領中取集帳
 一 御尋ニ付書上ケ之一件
 一 御巡見之一件
 子丑寅三年分
 一 御廻米附出馬割合之一件
 戌亥兩年分
 一 中畑御藏米馬錢帳写
 一 御評儀之書付
 一 沓沢御城米付出馬割増駄賃錢被下置候右引渡し之書付一件
 一 御藏之升目願一件
 一 御検見御廻順
 一 御普請御見分順 一件
 五冊 内四冊已五月改見へす
 一冊
 拾六冊
 巻袋
 巻袋
 巻冊
 巻冊
 巻袋
 巻袋
 巻冊
 巻冊
 巻袋
 四袋
 四袋
 巻袋
 巻袋
 巻冊
 巻冊
 巻袋
 巻袋
 巻冊
 二冊
 巻袋
 巻冊
 一卷
 一卷
 一卷
 一卷

- 一 桶食次巻つ
- 一 めししやくし式本
- 一 二ツ組丸重箱巻組
- 一 食籠式つ
- 一 さはち大小式つ
- 一 大さはち巻つ
- 一 わたし巻つ
- 一 せんぎりおろし巻つ
- 一 醤油樽巻つ 但一升五合入
- 一 油とくり巻つ
- 一 火打箱巻つ 但火打共
- 一 米櫃巻つ 但式斗入
- 一 巻升巻つ
- 一 式合五勺升巻つ
- 一 小戸棚巻つ
- 一 味噌桶式つ 但四斗仕入
- 一 味噌小出し桶巻つ
- 一 にこひ板巻枚
- 一 すみ取り巻つ
- 一 漬もの桶大小三つ
- 一 手桶式つ
- 一 立桶巻つ
- 一 米かし桶巻つ
- 一 雑桶式つ
- 一 ひさく巻本

- 一 まな板式枚
 - 一 庖丁三枚
 - 一 角小ぼん五枚
 - 一 かうし坪巻つ 但大小姓坪之事
 - 一 ちやうずはち式つ
 - 一 盥式つ
 - 一 鍬巻具
 - 一 ちやうす水桶巻つ
 - 一 木わり巻つ
- ×
- 一 紙合羽九つ御領中へ預り
- 内
- 一 巻つ矢口治兵衛様へ上ケ置
 - 一 巻つ大野伊助様へ上ケ置
 - 一 巻つ紛失仕相見へ不申候
 - 一 残而六つ引渡ス
- 一 合羽箱式つ
- 一 つりかや六つ 浅川大庄屋所へ請取、是ハ前度御領中へ集メ候趣此方へ預ル、外ニ式つハ相見へ不申旨、六つ丑年請取
- 内
- 一 式つ 中かや
 - 一 四つ 下かや
- ×
- 一 湯殿巻ヶ所

水風呂桶巻つ 但ふた共

但し銅のかま也

板戸巻本

一上雪院巻ケ所

板戸巻本

一下せついん巻ケ所

板戸巻本

一小便桶式つ

(この間1丁白紙)

大庄屋衆を預り物

一くり足膳拾せん 箱二入

一常紋付椀七人前 但平共

一人足三つ椀拾人分

一押敷十せん

一皿拾枚 但箱二入

一とうふ焼キ箱巻つ

一鉄久巻本

一葉釜巻つ 但五升鍋

二

25 G 美濃国武儀郡山田村長田家文書 369

①戌(寛政二年)二月 乍恐以書付奉願上候(御墨付取戻一件二付)

(統紙)

乍恐以書付奉願上候

一武儀郡山田村年寄久右衛門并世倅吉藏、親類惣代為右衛門・周八奉願上候ハ、久右衛門先祖弥平と申者、往古石河肥前守様を屋敷山御墨附御書物を以被下置所持仕候所、其後正保三戌年大嶋雲八様御地頭之節右屋敷山御改被遊、小物成御年貢巻斗五升被仰付、是又折紙を以御墨附頂戴仕罷有候、夫を只今ニ至迄小物成米上納仕来り候、前後式通之御書物久右衛門所持仕居申候、然ル所九年以前久右衛門義当村忠兵衛ニ金子三両借用致、正保年中大嶋雲八様を被下置候御書物質物ニ預置候、依之忠兵衛義久右衛門方へ去西冬右金子返済可致旨催促有之、則金子返済致御墨附取戻シ可申と存候所、俄ニ元金相違之義申出相片付不申候、然ル所忠兵衛義当戌年右屋敷山支配可致旨庄屋方へ訴出候、右ハ御太切成由緒有之山、未夕金子返済方懸合中ニ支配可致杯申出候義、乍恐法外理不尽之申分ニ奉存候、依之庄屋方ニ而相糺被吳候度毎ニ申口符合不仕候、何卒忠兵衛被為召出御吟味被成下、御慈悲之御勘弁を以明白之上御墨附相戻シ候様奉願上候、右屋敷山地所之義ハ私共同家親類之内配分仕、勿論山御年貢米銘々上納仕候御義ニ御座候故、右御墨附取戻シ申度同家親類

一同奉願上候

一前書ニ奉申上候通、往古石河肥前守様ハ頂戴仕罷有候御墨附御太成書物ニ御座候故写致所持仕候様、去ル未暮右忠兵衛相す、め候ニ付、愚昧之久右衛門義深切之義と存無何氣相頼候所、則岐阜表切者成仁ニ写致させ呉候様申之候ニ付本紙相渡シ遣候所、岐阜帰りかけ夜ニ入芥見村牛子橋場ニ而狼藉ものニ出合、右本紙并写共奪とられ候由申之相戻シ不申候、久右衛門義難心得奉存心痛仕居申候所、右金子出入出来仕候ニ付同家之者共承之、忠兵衛内存有之弁舌ニ載せ候義と奉存候間、何卒御慈悲之御勘弁之上同人被為 召出是又御吟味被成下、右両様共相戻シ候様被 仰付被下置候ハ、難有可奉存候、元来久右衛門義常々病身ものニ而、万端不取メリ之事共而已ニ御座候所、忠兵衛と申もの種々事工ミ之基ニ可仕存念と乍恐奉存候、尤久右衛門不行届故事発り候義ニ御座候得共、何分御慈悲之上相戻シ候様奉願上候、以上

戊二月

武儀郡山田村

訴詔人

久右衛門㊦

世倅

吉 藏㊦

親類惣代

為右衛門㊦

同断

周 八㊦

笠松

御役所

右之通御願申上候ニ付乍恐奥印仕差上申候、以上

山田村

庄屋

和 吉㊦

25 G 美濃国武儀郡山田村長田家文書 369

②寛政二年三月 差上申濟口書付之事 (御墨附取戻一件ニ付)

(続紙)

差上申濟口書付之事

一武儀郡山田村年寄久右衛門儀、同村百姓忠兵衛ハ去ル寅ノ暮金子三両借用いたし、右質物ニ屋鋪山折紙預ケ置候処、右金子去冬返済致候様ニと忠兵衛方ハ久右衛門江催促有之、則右金子三両ニ利足ヲ加へ、外ニ内借金式両共ニ返済いたし、右折紙引替可仕段及対談候処、忠兵衛儀元金間違金三拾兩取替置候由申出相濟不申候、依之此度久右衛門并世倅吉藏、親類惣代為右衛門・周八御役所江御訴詔申上候処、則忠兵衛御召出シ被為遊御吟味被 仰付候処、忠兵衛方ニ金式拾兩之請取書所持致差出候得共是以御取用イ難被成、何様工ミ之有之由ニ被思召兩人共宿御預ケ被 仰付、此上御吟味被遊候而者如何様之難決ニも可相成哉と歎ケ敷奉存、依之郷宿伝兵衛・源四郎御役所御願申上候而願下ニ仕、訴返方江段々異見申聞内濟仕候趣左之通ニ御座候

一正保三戌年大嶋雲八様ハ頂戴仕罷在候折紙右質物ニ預置候ニ付、金拾兩久右衛門方ハ忠兵衛請取無故障折紙相戻シ、并金式拾兩之請取書之儀ハ其席ニ而焼捨申候、尤金式兩内借之分も右之内ニ相籠り内濟仕、故障無御座候事

一久右衛門先祖弥平と申者在古石河肥前守様ハ頂戴仕罷有候折紙、去ル未暮忠兵衛岐阜ニ而写いたさせ呉候様申候而預参り候所、道ニ而

狼藉もの二出會奪とられ候由申之、忠兵衛方相戻シ不申段御詔詔
 申上候所、則忠兵衛方返答書ニ申上候ハ一円寛無之儀、久右衛門
 不存寄儀申掛候由申上候処、是又御吟味被為遊候所、両方共無証拠
 二而御取用難被成候ニ付相分り不申候、此儀全久右衛門方紛失二相
 違無之候得ハ、後年至り右書物何方何等之書付等相添出候共、此
 度久右衛門方紛失之折紙ニ相違無之候ニ付可為反故候事
 右之通訴返方江挨拶仕候所双方共納得仕、右之金子相渡相済申候、然
 ル上ハ以来何様之儀出来仕候共、右一件出入等無之儀ニ御座候間、訴
 返共御下ケ被下置候様奉願上候、依之双方連印仕済口書付奉差上候、
 以上

寛政二年
 戊二月

武儀郡山田村
 訴詔方

久右衛門 印

世倅

吉 藏 印

親類惣代

為右衛門 印

右同断

周 八 印

同村相手方

忠兵衛 印

同村庄屋

和 吉 印

笠松郷宿

取嚙人 伝兵衛 印

右同断

源四郎 印

右之通双方連印仕御役所江差上申候処相違無御座候ニ付、為取替書
 付遣申候、以上

相手方

忠兵衛 印

庄屋

和 吉 印

郷宿

伝兵衛 印

同断

源四郎 印

久右衛門殿

吉 藏殿

為右衛門殿

周 八殿

三

30H 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書 10491

①享和三年二月 口上書之事 (過去帳戒名落字ニ付)

(豎紙、影写)

(端裏朱書)

11

(朱書)

11

口上書之事

笠松
 御役所

一賢譽上人の住職之節譲り過去帳ニ戒名一字落字有之、愚寺書人候節
大円院・起徳院・遍照院書落御尋ニ預り拙僧不調法ニ御座候、依之
御兩人立合いたし候、先住被付置候通り相印置、為念口上書如此御
座候、以上

享和三癸酉二月日

大円寺十一世

来譽(花押) 書印

菊治郎殿

多十郎殿

右相濟候節本書を写置候、本書之儀ハ隣立合之節取引相渡シ申候、
以上

(町田仙右衛門家所持)

30H 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書 104912

② (享和四年) 内済証文之事 (大円寺過去帳戒名一件二付)

(続紙)

(端裏朱書)

2

(同ペン書)
享和四年

内済証文之事

御馬寄村大円寺且中菊次郎、去亥二月中百五十年忌ニ相当り候仏事御
座候ニ付、供養仕度参り候節、過去帳拝見仕度旨を願一見仕候処、右
菊次郎先祖之戒名消シ候跡御座候様見請候ニ付、甚氣之毒千万ニ存候
故、不束之被成方之段申候処、当住ニも不念ニ被存候哉一札無差出相

済候処、又候消シ候処江書添等被成候哉、菊次郎并親類惣代多兵衛・
万藏願書を以村役元江願出候者、過去帳之儀右通り相成り末々異変無
之様被 仰付被下置度旨、御 上様江被仰立被下候様申出候、全者仏
事之事起り候而不和之基曆然之事ニ而、其上御慈悲之御内意を以、山
浦村半五郎・塩名田宿名主安太郎兩人異見差加へ取扱候得共不取用相
済兼候ニ付、無抛方手切ニ罷成候処、小諸町光岳寺・岩村田宿西念寺・
塩名田宿正縁寺・五郎兵衛新田長念寺、右四ヶ寺之儀者同宗隣寺之事
ニ而別而氣之毒ニ被思召、殊更光岳寺二者去年中分異見等被成下、猶
又双方江種々被申聞候得共、願人彼是存寄を申出済兼候所、右扱人半
五郎・安太郎又候取扱供々異見仕候趣意者、過去帳之儀是迄通り者勿
論、書添消シ候処者急度相改置、且又菊次郎先祖祖院号附之位牌、牌段
之左右ニ立来り候処、是迄之通り立置、寺法ニ回向仕候儀者眼前之事
ニ而、去年中当住分被差出候一札者扱人立会之寺院申請、万端是迄之
通りニ而双方悉納得仕候、誠ニ御慈悲之以御威光を内済仕候上者、右
一件二付以来少し茂異変仕間敷候、依之為後証村役人・扱人連印一札
取引仍而如件

御馬寄村
願人

菊次郎

組合惣代

万藏

親類惣代

多兵衛

同所

大円寺

山浦村

扱人

半五郎印影

塩名田宿
扱人
安太郎印影

御馬寄村
名主
市左衛門印影

組頭
初右衛門印影

同
勘 藏印影

同
八左衛門印影

同
善九郎印影

同
百姓代
伝之助印影

立合

小諸町

光岳寺印影

塩名田宿

正縁寺印影

五郎兵衛新田

長念寺印影

岩村田宿

西念寺印影

右本書の写之置申候

30H 信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書 104913

③文化元年七月 乍恐以書付奉願上候(大円寺過去帳戒名一件二付)

(続紙)

〔端裏ペン書〕
文化元年七月

〔端裏朱書〕

3

乍恐以書付奉願上候

一 当村大円寺之儀者私し共菩提所ニ而、元和・寛永年中死去仕候先祖三人之戒名・院号被差免、位牌并過去帳ニ前々々書載せ可有之候処、去二月中百五十年廻ニ相当り候哉之仏有之、大円寺江罷越相願過去帳拜見仕候得者、当御住寺来誉和尚如何之存念ニ御座候哉、院号不残御消シ被成、戒名計り書直シ被成候間驚キ入、何れ之筋ニ而御消シ被成候哉之旨相尋申候処、右戒名ニ落字有之候故摺消シ候而書直シ之由被申候、私シ共奉存候者三人共ニ戒名落字可仕謂有之間敷、右次第隠寮へ参り先住和尚へ承り候得者、過去帳之儀者大切之事ニ付少茂無相違相記シ、当住寺江引渡し候旨被申候、依之右之趣を以又々当御住寺へ及懸合ニ候処、全ク消し置候者不調法之致方ニ而預り穿鑿ニ一言之申開無之、然上者後年ニ至り候而も相訳候様拙僧ハ一札差出シ、其上隠居自筆ニ而先規之通り書改メ可申段被申候ニ付、任其意相済候処、又々密ニ右戒名へ脇書被成候様子見及候間相尋申候得者、脇書之儀者隠居被致候と被申候、隠寮方へ参り承り候得者、五郎次・所右衛門願依脇書致し候と被申候、相對違致し猥りニ過去帳入筆等被成候訳合相尋申候処、脇書不致候而者拙僧寺役不相立旨申張、一向御取会不被成候、依之私シ共相考候処、先々引譲りニ相成候大切之過去帳御自分任勝手墨入増減等被成、其上古来々建來り候位牌等迄其方ニ預り候哉之御望ニ候得者、往々何様之取計ニ相成可申哉難計奉存、一於共一同安心不仕甚心外至極奉存、無余儀

御願申上候、乍恐

御 上様以御慈悲右之始末何卒御糾明被成下置、末々迄違変無御座
様被為 仰付被下置候様御取次奉願上候、余者御尋之節口上二而可
申上候、以上

文化元年

子七月

御馬寄村

願人

多十郎

親類惣代

多兵衛

組合惣代

万藏

右本書相改寫之申候

30H 信濃國佐久郡御馬寄村町田家文書 10894

④文化元年七月 乍恐以書付追御訴訟奉申上候 (大円寺過去帳戒名

一件二付)

(統紙)

〔端裏ペン書〕
大円寺出入

文化元年七月

〔端裏朱書〕

「4」

乍恐以書付追御訴訟奉申上候

一御馬寄村百性多十郎并組合惣代万藏・親類惣代多兵衛一同二奉願上
候、私し共先祖戒名之儀二付難得其意筋有之、無抛先達願書奉差上
御吟味願上候処、此度右出入為取扱小諸町光岳寺外御隣寺三ヶ寺并
山浦村半五郎・塩名田宿名主安太郎一同御立入、利解被申聞候上濟
口証文認被読聞候処、愚昧之私共得と難相分、右之書付暫く借受ケ

熟談仕候と答仕度相願候得共、大切之書付二候得者私共方へ下ケ候

而為見候事ハ決而不相成、承知候ハ、印形可致旨被申聞候、徳聞仕
候而已二而者私共胸中しかと落着不仕印形仕候儀難仕、其外出入組
候已采当住寺之以了簡を仕来り違変等之儀茂有之、旁々熟談仕兼及
破談二申候処、猶又当月八日右之衆中一同被相成、此度書付相認メ
候由二而、先達而承り候書面二似寄候文言被読聞内濟可致旨被申候、
依之私シ共義も得と承り内濟仕度暫日延相願候処、一時之日延も不
罷成、若此趣不承知候ハ、其方共勝手次第可致、此方二而ハ寺役
相立候様取計方有之、尤戒名消去候事者先達而証拠書付取置候上ハ
其儘差置、其後脇書致し候事ハ此度消取候間、仕来り違変等之儀當
住寺相對次第二可致、左候へハ出入相濟候間、其旨差心得候様被申
渡候、愚昧之私共誠二返答可仕様も無御座候次第二而、空しく引退
申候、前体戒名消去候儀を相答メ、後年左様之儀無之ため書付申受
候処、又候猥二脇書被致候二付不得止事御訴訟奉申上、此度ケ条第
一之儀と奉存候処、又々勝手次第脇消去候て出入相濟候扱被申聞候
者余り押すくめ候取計、於私共一円得心不仕御事二奉存候、出入中
二も不差構ケ条第一之論所左様自由二取計増減手入被致候而者、
往々過去帳戒名ハ反故同様二罷成迷惑至極ニ仕候間、此上 御上様
御慈悲以幾意ニも御吟味被成下置、過去帳戒名等猥ニ増削不仕、先
規仕来等違変無之相定り候様被 仰付被下置候様奉願上候

文化元年

子七月

御馬寄村

願人

多十

親類惣代

多兵衛

組合惣代

万藏

四

25A 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 1539

①文政二年十二月 諸帳面箱目録ほか二点綴

(横長半)

(表紙)

文政二年 下海瀬村

諸帳面箱目録

卯十二月 惣役人

目録

一 御水帳

内御除地帳壹冊

一 同写

一 御改帳

内田畑成帳共二

安永七戌年御改帳

一 御水帳

延宝年間

一 御割附

一 同天和年中

一 同貞享年中

一 同元禄年中

一 同宝永年中

一 同正徳年中

一 同享保年中

一 同元文中

一 同寛保年中

一 同延享年中

一 同寛延年中

一 同宝曆年中

一 同明和年中

一 同安永年中

一 同天明年中

一 同寛政年中

一 同享和年中

一 同文化年中

一 同文政元年

一 同文政二年、四年迄

一 同文政五年

一 同文政六未年

一 同文政八酉年

一 同文政九戌年

一 同文政拾亥年

一 同文政七申年

一 同文政十一子年

一 同文政十一子年

拾六本

七本

五本

貳拾本

五本

三本

四本

三本

拾三本

九本

八本

八本

八本

拾貳本

三本

拾四本

壹本

三本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

式口ノ拾巻本	壹本	嘉永五子年	壹本
一同文政十二丑年	壹本	一御割附	壹本
一同文政十三寅年	壹本	嘉永六丑年	壹本
ノ拾三本	壹本	一御割附	壹本
天保貳卯年	壹本	嘉永七年寅改年安政貳年二下り	壹本
一御割附	壹本	一御割附	壹本
一同三辰年	壹本	ノ七本	壹本
一同巳午未申四ヶ年	四本	安政二年卯午迄	四本
一同酉戌亥三ヶ年	三本	一御割附	四本
一同子丑三ヶ年	三本	(この間1丁白紙)	四本
一同寅年	貳本	一皆済目録	六本
一同卯辰	貳本	一引方目録	貳本
ノ御割附拾四本	貳本	寛政三ヶ	五冊
一同午年	壹本	一御普請出来形帳	拾冊
御割附	壹本	一同仕様帳	貳冊
一弘化貳巳年	壹本	一御割附写	壹冊
御割附	壹本	一同写ノ帳	壹冊
一同午	壹本	明和六丑年ノ安永七年迄	壹冊
御割附	壹本	一同写拾式ヶ年分	壹冊
一同未	壹本	延宝元丑年ノ正徳三巳年迄	三冊
ノ三本	壹本	一御割附写	三冊
嘉永元申年	壹本	享保十巳年	四冊
一御割附	壹本	一田畑地押帳	四冊
御割附	壹本	同断年中	四冊
一同二酉	壹本	一田畑拔差帳	四冊
嘉永三年	壹本	一新田歩替帳	壹冊
一戌御割附	壹本	一花岡地押	三冊
嘉永四亥年	壹本	一御年貢定法書	壹冊
一御割附	壹本	一村々状継伝馬賃銭定書	壹冊

一御請書御条目共二

一野堅帳

一村定法書

一村方定書 壹冊

一御用宿茶代定書 三廉なし

一祭札定書

一殿様御無尺帳

一貯穀定書

安永七戌四月

一御檢地野帳

同八月

一再改帳

天明三卯年

一田畑檢見帳

一田畑流失書上帳

外二起返帳共二都合拾九冊

一亥荒地帳

外二小前永引帳

天明三卯年

一御拝借帳

天明五巳年

一川下ケ出入分見帳

寛政二戌年

一貯穀蔵入書上帳

一帳箱古目録

是ハ与五兵衛方ニ預リ置

一実相寺地所改帳

文化元年

一実相寺諸帳面

〔貼紙〕
「文政十二」丑年村方定書 壹冊

五冊

壹冊

壹冊

壹冊

都合三冊

都合三冊

壹冊

壹冊

七冊

都合三冊

壹冊

壹冊

都合三冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

是ハ文化三寅年住寺江相渡ス、辰七月村中ニ而預リ置

寛政十一未年

一真木沢御裁許証文

文化元年

一前川原内濟書上証文

外二地改衆江書上証文壹本

一前川原下畑村出入

外絵図壹枚、是ハなし

文化元年

一上畑村境立証文

二口メ封印仕候拾式本

一諸帳面目録

墨付拾式枚外白紙四枚加入、是ハ与左衛門方江預リ置

一証文拾九本封シ

外二壹本、幸次郎証文ハ市之丞江遣ス

一同拾五本

外封帳壹ツ、都合拾六品メ込申候

安永年中明和迄

一名主組頭定書式本

此書付なし

文化二丑年ハ五冊之内

一拔差帳

文政十二丑年ハ

一拔差帳

〔政廳カ〕
文十壹子年ハ

一拔差帳

文化二丑二月

一諸帳面目録

壹本

壹本

拾本

壹本

拾本

壹本

壹本

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

壹冊

是ハ同様之物式冊善三郎預り置

辰七月ハ
一実相寺住物帳

壹冊

辰十二月ハ
一御伝馬御裁許証文

壹本

辰八月中
一祭り一件ニ付村定

壹本

是ハ廿七本メ与右衛門一件迄

文政五年年
一信五郎一件濟口証文

壹本

是ハ去辰年相談之節御公儀様江訴出、濟口証文之儀ハ以来目錄印シ
相廻シ候筈

文政四巳十二月
一名主儀定書

壹本 与左衛門預り

是ハ去ル辰年村内議定之儀者、都而其年上之名主預り目錄ニ印シ置筈
相談取極候ニ付、已来者右ニ准シ取計可申筈

文政五年十二月
一年番組頭定書

壹本 与左衛門預り置

右同断取極申候

一花岡名寄帳

一宗門帳下書

一鉄炮証文下書

一五人組帳下書

右四品箱悉入置

文政六未年
一左忠次帰組定書

但惣連印もの

壹本

文政七申年
一海尻村外式ケ村ハ請取候書付

壹本

是ハ遊行上人様通行ニ付

同
一自成寺ハ田地買入証文

壹本

同
一信五郎施薬一件証文

壹本

同
一祭礼一件定書

同
一八三組役人連印もの、吉三郎方江預り置

壹本

同
一貫井川一件

同
一八四ヶ村為取替証文、是ハ吉三郎方江預り置

壹本

一堤敷証文
是ハ西ノ三月花岡竹藏ハ買入候証文

壹本

一詫書
是ハ西八月寺院方ハ被出候書付

壹本

一請書
是ハ御取締ニ付

壹本

一信五郎一件ニ付寺院方ハ差出候書付

壹本

一取締一件ニ付書付

壹本

寺院ハ請取候

諸道具

一御用箱

貳ツ

一硯箱

貳ツ

内巻ツなし

一算

外ニ算巻軒弘化三買入

メ五軒
算巻ツ

メ六ツ

一御用ちうちん

外ニ巻ツ 文政十二丑年

都合四ツ

一のほり

外ニ巻本

メ三本

一ちき

一鉄炮

一皿秤

一薄塚（ひら）

きれなし

一御簾

一貯穀貸附五ヶ年賦取立帳

一郷林買入証文

一拾三ヶ村御拝借請御書上帳

一市右衛門組願書

一郷林証文

一和三郎一件

一善三郎新右衛門内済証文

四軒

外ニ新右衛門娘差出候書付巻本

文政十二丑十二月
一重兵衛一件書付

文政十三年
一棧敷場花岡左藤二右買入証文

一踊三味線

天保二卯年九月
一近右衛門一件書付

天保三辰年
一郷藏有穀取調帳

天保三辰年
一水鉄炮

天保三辰年
一水鉄炮

天保三辰年
一水鉄炮

右之通惣役人立会相改申所相違無御座候、依之奥書印形致置申候、
以上

文政二卯年
十二月

下海瀨村
名主

与左衛門

与頭
善三郎

同
庄作

同
重兵衛

同
市右衛門

同
佐忠治

同
吉三郎

同十二月	一御拝借貸渡帳	壹冊	是ハ樋口村嘉紋太 _〆 受取候分	
同八酉三月	一急夫喰貸付小前帳	壹冊	用水壹件是迄書付	
天保八酉年五月	一小諸御城米拝借米貸附	壹冊	天保九戌年	
同四月	一貯穀貸附帳	壹冊	一村方議定	
同五月	一村金貸渡帳	壹冊	同十年	
同八酉七月	一種粃御拝借貸附帳	壹冊	一伝右衛門一件書付壹本	
同十二月	一相統御拝借金貸附帳	壹冊	天保七未年	
同申年十一月	一身元相応方出金貸附帳	壹冊	一髮結定吉一件裁許証文并過料錢受取共二三本 _ノ	
同九戌二月	一用水出入内濟証文	壹本	天保亥年	
同	一同為取替証文	壹本	一種穀小前帳	
一同裁許証文	一同願下ケ	壹本	是ハなし	
堰筋	一分見帳并	二冊	天保十二亥子兩年分	
繪図	一用水出入一件願書并目安書	壹枚	一議定書	
外二古書式本	一水論中諸書附	二口 _ノ 七本	天保十一子年	
一宝永三戌年用水秣場御改			一御拝借返納扣	
明和九年			同	
一水車書附			一詫書	
			是ハ与左衛門竹右衛門一件	
			天保十二丑十二月	
			一八幡宮塩名田兩宿御裁許証文壹本	
			天保十三寅年	
			一粃三拾五俵	
			是ハ被仰付候二付御役所様江差上候証文壹本	
			一丑松 _〆 取候詫書	
			一孫右衛門一件書付	
			一善太夫一件	
			一孫右衛門村預り書付	
			一藤左衛門一件書付	
			一忠右衛門城山一件書付	

一与右衛門一件書付

一田野口村一件

一下海瀬村田ノ口村両村高野町村相懸り候願書

一同断議書

一同断願濟

一高野町高野請取候借地証文

一中畑村高野請取候書付

嘉永四年亥年中、中畑村江返ス

ノ五本

一嘉永貳酉年是

一河原田地買入証文

一嘉永三戌年

一上人様書付

是ハ海尻村高野請取候書付

一嘉永貳酉年之分

一忠右衛門柵一件書付

外ニ帳面老冊

一嘉永二酉年

一河原一件議定書

一嘉永三戌年

一実相寺修堂金取調帳

五口ノ成八月廿八日改

一嘉永三四五

一名寄帳

一石高帳共ニ

一嘉永五改

一名寄帳

一石高帳

一嘉永六丑年

一詫書証文

是ハ穴原村三ヶ村江入置候証文

一嘉永六丑年

一貯穀改帳

一嘉永七年

一城山稻荷様大門買入証文

一嘉永七年改

一瀬左衛門一件書付

一嘉永七年改

(中表紙)

安政六年

村方諸書付目録

未八月改

惣役人

立会

下海せ村

安政年中

神明様享保年中

一裁許証文

一文政年中

一樋口村熊藏高野

同

一権二郎勇之助権平三左衛門和四藏

右五人のもの一件

同断

一権二郎一件

同断

一安政年中

一庄之助一件

一安政年中証拠物之節

一忠右衛門一件

一嘉永六丑年

老冊

老本

一本

老本

老本

老本

老本

老本

老本

老本

老本

老本

老本

別名忠右衛門之此筆忠右衛門迄詫書類計拾壹本入込

一 高野町村之取候借地証文

一 天神様調帳

忠右衛門之請取

一 御普請出来形帳

同断

一 皆落目錄

(以下6丁白紙)

壹本

壹冊

貳拾壹冊

貳本

一 天明七未年

御代官守屋弥惣右衛門様

一 寛政十年午四月

是者組合用水并かほれ岩用水、御代官柳原小兵衛様

一 享和三亥年

同断

一 文化四卯年

河原用水并川除

一 同三寅年

一 文化七午年

一 同十四年

一 文政六未年

写壹冊

本貳冊

本三冊

本貳冊

写壹冊

本三冊

本三冊

写三冊

25A 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 1290

② 文政八年七月 御普請古証摺自分所持取調帳

(横長美)

(表紙)

文政八年 佐久郡 下海瀬村

御普請古証摺自分所持取調帳

西七月書出ス 土屋忠也

(1丁白紙)

急破御普請出来形帳

一 安永九年子六月

海せ新田遠藤兵右衛門様御影御役所

下海せ村松平丹波守様御預り所平賀役所

一天明三卯年七月

是者組合用水并かほれ岩用水、御支配之義者右同断

本壹冊

本貳冊

25A 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 3845

③ 寅(安政元年)十二月十九日(忠右衛門一件二付書状)

(切継紙)

(封筒ウハ書)

海瀬村

土屋与左衛門様

尊下

樋口村

出浦治兵衛

拜

尚々 御老母様御家内中江宜敷御鶴声奉願上候

先日者御無沙汰二帰宅仕失敬之段御高免可被下候、然者忠右衛門様一

件義 御親類ニ而調印不被成ニ付濟方不相成由承候、野郎愚案致シ候者、御当人事一族之義理ヲ被捨候間右之仕合与存候、右候へハ当人江よく〜申聞親類衆中江詫書為差出、其上先証調印相頼ミ候ハ、行届ニ茂可相成哉与存候、乍併貴兄思寄も教有候ハ、此書火中可申進、御存意之端ニ茂相叶候ハ、御返書奉願候、右内々御窺申度恐々頓首

寅十二月十九日

下
治兵衛拜

上
土屋大介

25A 信濃国佐久郡下海瀨村土屋家文書 2183

④安政二年正月 乍恐書付ヲ以奉願上候 (忠右衛門一件ニ付与左衛門訴状) (統紙)

乍恐書付ヲ以奉願上候

当御支配所佐久郡下海瀨村百姓与左衛門奉申上候、私共村方五人組頭之義者先前合同性本家ニ而相勤候事恒例ニ御座候、自然本家差支之節者分家ニ而も相勤候、然処私家従来五人組頭ハ勿論名主役義等も数年相勤、既ニ兄与左衛門代迄も役義相勤候所、兄与左衛門天死仕、姉娵為之助義も短命ニ而死去仕候、其節私幼少ニ而祖父茂左衛門其御未タ存命ニ罷在候間、親類相談ヲ以五人組頭之義者当時分家忠右衛門ニ為致、本家所持罷在候諸書物者祖父茂左衛門隱居宅へ持參仕、私成長之上同様可渡旨申置候、然処祖父死去仕候、其後諸書物・五人組頭共ニ

私方へ可相返旨、忠右衛門ニ再応催促ニ及候得共一円不相渡故、既ニ嘉永五子春又々親類権次郎俱々ニ忠右衛門宅へ參り、右同様可相返段種々申候得共不相渡杯申張り候間、無扱村方役元江右之義願出候所、村方役人中被仰聞候ハ、未タ幼年之其方故今二三ヶ年相延シ候様被仰聞、尚又惣助・又左衛門両人口入被下候ニ付、右ニ泥ミ双方承知之上相延シ置候所、最早季年ニも相成候間、親類権次郎俱々去ノ寅冬忠右衛門方へ參り掛合候所、元来姦計邪知之者ニ御座候得者本家ヲ蔑ニ致私共ヲ謾可渡謂無之杯与我意申募り、無余義此段村役元江願出候ニ付、村役人中右忠右衛門被召呼被仰聞候者、両家親類尚又私ヲも相寄相談之上実意ニ可致様被仰、承知之旨ニ而立戻其儘捨置、又々役元合右之趣再度被仰承知之旨ニ而立戻、尚又等閑ニ致置、一向ニ役元申付も不相用、無扱不願恐御訴訟奉申上候、何卒格別之御憐愍ヲ以右忠右衛門被召出、諸書付并ニ五人組頭相渡候様御利解被仰付度奉願上候、右願之通被仰付候ハ、偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年 正月

佐久郡下海瀨村

願人百姓

与左衛門

親類代兼差添人

百姓

権次郎

御影

御役所

⑤安政二年二月 乍恐以書付奉願上候 (忠右衛門一件二付与左衛門

訴状) (統紙)

乍恐以書付奉願上候

当御代官所信州佐久郡下海瀬村百姓与左衛門奉申上候、私共村方五人組頭之義者先前より一族と組合本家ニ而仕候郷例、然処私家從來五人組頭者勿論名主役等も兄与左衛門代迄者相勤候所、同人并姉尊為之助とも二短命ニ而追々死去仕、其節祖父茂左衛門存命ニ而其以前別宅隱居罷在、私義者幼少ニ付、名主役相勤候節之預り置候御書付類紛乱不致様茂左衛門義隱宅へ持參致置、素々隱宅ニ御座候得者家名可相立積りニ者無御座候得共、茂左衛門後妻之連參り候倅忠右衛門与申者有之候ニ付、隱宅跡同人へ相統為致私分家ニ致、去ル天保九戌年中新規百姓株相立、私義者其節幼少ニ而五人組難相勤候ニ付、祖父茂左衛門并ニ親類相談ヲ以、私成長迄右分家忠右衛門方江五人組頭并ニ御書付類共ニ所持為致、成長之上私方ニ而仕来之通五人組頭相勤、御書付類共可相返答、祖父茂左衛門并親類対談取極置候、其後茂左衛門義者死去仕、然所私義追々成長ニ付、既ニ去嘉永五子歳中忠右衛門方へ五人組頭・御書付類共対談之通、右兩様共相渡し候様催促ニおよひ候得共承知不仕、其節も役元江願出候所、余り若歳之事故寔兩三年も可差延旨申聞、其上惣助・又左衛門兩人実意ニ口入致呉候ニ付、右ニ泥ミ延置、猶去寅ノ冬中親類俱々忠右衛門方へ是又催促ニおよひ候所、何分不相渡候ニ付無抛猶又役元へ願出候所、忠右衛門并ニ親類呼寄役元ニおゐ

て種々異見申聞、尚又菩提寺并海せ新田役人中も同様精々申聞呉候得共是以承知不仕、一体忠右衛門義不実不法之者ニ而、若輩愚昧之私謾り本家之好身も忘却致、対談取極之義今更ニ相成不実法外申張、左候而ハ本家之旧記相失ひ心外至極歎ケ敷奉存候間、無余儀此段奉願上候、何卒以御慈悲忠右衛門被 召出、御利解之上五人組頭并御書付類相渡候様被仰付被成下置度奉願上候、余者乍恐口上ニ而奉申上候、已上

安政貳卯二月

下海瀬村

百姓

与左衛門

差添

親類

權次郎

森孫三郎様

御影

御役所

前書之通願上ニ付奥書印形仕候

右村

名主

与宗次

与頭

武太夫

⑥安政二年二月 差出申一札之事 (忠右衛門一件入用ニ付)

(豎紙)

差出申一札之事

一此度私共五人組之義ニ付種々差纏ニ相成、御役元江相願御役所様江御願立ニ仕、右ニ付御役人中御差添被下候諸雜用何程相懸り候共私共引請、御村方へ聊成共御苦勞相懸ケ間敷候、依而一同連印仕一札差出申処如件

安政二年
二月

下海瀨村
当人

与左衛門[㊦]

親類

權次郎[㊦]

当村

御役元

25A 信濃国佐久郡下海瀨村土屋家文書 2186

⑦安政二年二月 乍恐以始末書奉申上候 (忠右衛門一件ニ付忠右衛門反論書)

門反論書)

(統紙)

乍恐以始末書奉申上候

御支配所佐久郡下海瀨村百姓忠右衛門奉申上候、今般私組下甥与重郎事改名与左衛門より私相懸り御利解奉願上候ニ付、私御召出御調ニ付始末書を以奉申上候、文政五年父忠右衛門娘有之、右江養子致シ候上隠居いたし、身上向私姉与左衛門江引譲り、私先祖仏事追贈表役等入用向都而姉与左衛門方ニ而仕候処、小供兩人八五郎・茂栄御座候中、不仕合ニ而姉おせん死去仕候ニ付、後妻貰取ニ付而者、後妻ニ小児出生候上者、後妻之小供別家可為致答ニ取極候処、甥与左衛門出生、式歳之時天保八年姉与左衛門儀茂死去仕候、猶亦翌年八五郎

茂死去仕候、同人妹茂永へ甥養子致シ、八五郎跡相統為致候処、此甥茂死去仕候、愁礼婚礼相統不勝手ニ相成、表役者勿論相統方差支候ニ付、親類相談之上茂永儀者他江娘ニ呉遣シ、右江小児出生候ハ、八五郎跡相統可致答、小児無之節者父血道之ものを以相統可致答取極仕、与左衛門儀者分家仕候答ニ而証文仕高訳等迄致シ、八五郎分者父近親花岡善左衛門方ニ而世話仕、判頭表入用・親先祖年季仏事共ニ私方ニ而仕答ニ、親忠右衛門存生中家附之証拠書物等迄譲請、諸入用万端私方ニ而相勤、村方与頭役等茂相当り候節者相勤候儀御座候処、嘉永元年西四月父死去、葬式年季追贈私方ニ而仕、然処与左衛門義身上合追々乏敷相成暮し兼候ニ付歎敷存、八五郎之分高訳致し置候儀、当分助成与して与左衛門江遣し置候ニ付漸々取統、最早八五郎分者引訳相統可相立処無之義、追々欲心増長仕如何相心得候哉、親忠右衛門遺言を茂印証取極候を、私見掠判頭致置候杯存外を申懸ケ、猶又組下潰シ跡有之候処、近頃私へ不沙汰ニ出所茂不知旨、右潰シ跡相統ニ差入存外之儀而已仕、平日我儘之儀計り仕成候得共、義里合之甥ニ而追々年丈候ハ、心体茂宜敷可相成与存勤弁仕居候処、今般御願立仕御差紙頂戴奉恐入候、全若年を見込悪意之者共かたん仕候哉与奉存候、印証茂御座候得者、何卒格別之御慈悲ヲ以与左衛門儀者別家故血道之ものを以本家相統仕、親遺言印証相立候様被仰付被成下置候ハ、広大之御慈悲与難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年
二月

下海瀨村
忠右衛門

森孫三郎様

御影
御役所

⑧安政二年三月 乍恐以書付難洪始末奉申上候 (忠右衛門一件二付
与左衛門返答書) (続紙)

乍恐以書付難洪始末奉申上候

当 御支配所佐久郡下海瀨村百姓与左衛門奉申上候、私共組合五人
組頭之義二付先般御利解書ヲ以願上候二付、相手忠右衛門被召出御
利解被仰聞候処、同人申立候者元来本家相統之義者茂榮子供二而相
統被致、若又差支之節者親類善左衛門・彦右衛門兩人之子供二而相
統被致、与重郎義者別段分家可致筈、去天保年中印証取定置候旨申
上候二付、私共江右之趣御尋二付御答申上候者、右忠右衛門申上候
通一旦ハ取定候得共、右名前之もの共其節子供差支二付、去嘉永二
酉年忠右衛門并ニ親類相談ヲ以本家相統人私ニ取定、私高本家村高
江合高致當時与左衛門名跡請繼、六石余之高所持仕御年貢諸役相
勤、百姓相統罷在候段有体奉申上候、尚又其節立会候親類歎願書ヲ
以右同様申上、私相統ニ無相違旨明白ニ相訳り、然上者五人組頭之
義双方実意ヲ以示談可致様厚御利解被仰聞奉恐入、得与勤弁仕候得
共、素々忠右衛門不法之始末ハ事起り候義ニ御座候得者、五人組頭
被相勤候義難洪之始末、乍恐以ケ条一通左ニ奉申上候
一 右忠右衛門義者去ル嘉永年中鈴木大三郎様御支配之砌、九斗荷咥駄
二付三升のり余之計枘ヲ以親類久平方小作米計立、右枘被差留御役
所様江御願立ニ相成、右忠右衛門被召出御取調之上不埒之至ニ付御
咎蒙、此上御吟味詰ニ相成候而者如何様之蒙御咎候哉茂難計、宿七

郎右衛門・新子田村專司御願御願下致、久平方并ニ村役元江も書面
差出濟方致候、其後私追々成長仕承候所不存寄書面之趣、左候而者
往々如何様之義仕候哉難計、此段御賢察偏ニ奉願上候

一 右忠右衛門義者去嘉永年中白田村姉あい与差付有之、田地質地ニ書
入致候間受人致呉候様申二付、右証文江調印仕、尚又名主奥印致候、
尤此証文年々相改候筈ニ御座候得共其後一度も不相改、然上者右地
所白田村あい持高二可致旨、去寅冬田畑拔差之砌役元ニ而申候得者、
忠右衛門申候者姉あい義者當時江戸表ニ住居罷在、殊ニ無宿之者ニ
御座候得者、あい高二者難成旨申候間私驚入、左候得者若輩愚昧之
私ヲ相計調印為致候間、此儘捨置候而者如何様之難洪相懸り候哉難
計御座候間、何卒破印致呉候様掛合候所、破印不致間勝手次第可致
杯相答候間、右様闕越之女ニ印証為所持致置候而者如何様之義出来
仕候哉難計、此段御吟味之上印書相潰シ候様被仰付度奉願上候
右ケ条ヲ以申上候通り姦計邪知之者ニ御座候得者、此上五人組頭為
相勤候而者如何之義取巧候哉難計、往々右様之法外致私方へ已来難
洪相懸不申様、万端取計方実体ニ可致様御慈悲ヲ以被仰付候ハ、
偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候、已上

安政二卯年三月

下海瀨村

百姓

与左衛門

森孫三郎様

御影

御役所

⑨安政二年三月 議定書之事 (忠右衛門一件二付) (統紙)

議定書之事

今般下海瀬村与左衛門分忠右衛門江相掛五人組頭引取度旨願出候二付、而郷宿立入左之通致議定候

一五人組頭之儀者以来兩人二而隔年二相勤可申事

⑩但交代之儀者村方名主交代之跡交代可致事

一相統方之儀者与左衛門子供江隱居茂左衛門血道之もの貴請相統可為致候、若与左衛門方ニ可妻合子供無之節者、茂左衛門遺言書之通血道之者ヲ以本家相統可為致事
右之通取極候上者双方実意ニ立戻り、万事打合不実無之様突合可申候、依之議定為取替如件

安政二卯年三月

下海瀬村

与左衛門

親類

権次郎

忠右衛門

(貼紙にて抹消)

新作

差添

組頭

惣助

又左衛門

⑩安政二年三月 乍恐以書付御吟味下奉願上候 (忠右衛門一件内濟二付) (統紙)

乍恐以書付御吟味下奉願上候

当 御代官所佐久郡下海瀬村百姓与左衛門分同村百姓忠右衛門江相掛り候五人組頭一件、而郷宿立入示談之上、以来与左衛門・忠右衛門兩人二而隔年二五人組頭相勤候筈、相統方之義等迄為取替議定仕、無残所熟談内濟行届、偏ニ 御威光与難有仕合ニ奉存候、然上八右一件二付双方共重而御願筋聊も無御座候、依之連印以書付此段奉願上候、已上

安政二年卯三月

下海瀬村

百姓

願人

与左衛門

百姓代

又左衛門

百姓

忠右衛門

組頭

宗助

郷宿

小右衛門

郷宿
小右衛門
同
七郎右衛門

森孫三郎様

御影

御役所

同
七郎右衛門

寄託 信濃国佐久郡下海瀬村相馬家文書 1238

⑪安政二年八月 乍恐以書付奉願上候（組合用水普請書物などの村
方文書を忠右衛門不差出ニ付訴状下書）（統紙）

〔端裏書〕
「組合用水川除御普請証拋物ふん乱書付巻本」

乍恐以書付奉願上候

当御支配所佐久郡下海瀬・海瀬新田両村役人一同奉申上候、私共村方
之義者組合用水普請証拋物、尚又川除御普請証拋物其外共、先前より
其年々名主勤役相当り候者預り来り、村入用之節者早速差出来り罷在
候処、今般急破御普請奉願上候ニ付、諸証拋物入用預り主方穿鑿仕候
所、当与左衛門先祖ハ親与左衛門代まで名主役相勤候節預り置候諸証
拋物、先年与左衛門短命ニ而死去仕、其節当与左衛門幼年ニ付紛乱不
相成様、祖父茂左衛門隱宅江持参いたし候儘、別紙之通り当時忠右衛
門方ニ有之候間可差出様申遣し候所、風邪之由ニ而参り不申候ニ付、
組頭惣左衛門・百姓代半左衛門兩人忠右衛門方へ罷越候所、明朝迄取
調可差出旨申答候儘挨拶無之候間、猶又右兩人罷越候所不取留儀申紛
し何分不差出、其上度々役元江可参旨申遣し候所、風邪杯与申紛不参
仕不当之者ニ御座候、先年御普請役様御発駕被遊佐久郡一統御普請

証拋物御取調之節、当忠右衛門村方へ者差出、村方扣ニも有之候所、
此度ニ限者如何相心得候哉一円不差出、左様之者其儘差置候得者自然
証拋物紛失仕、両村確与差支ニ相成難洪仕候間、何卒格別之以御憐愍
ヲ右百姓忠右衛門被召出、別紙之通り数通之証拋物不残差出し、両村
差支無之様被仰付被成下置度奉願上候、右願之通り被仰付被下置候
ハ、偏ニ御威光与難有仕合ニ奉存候、以上

安政二卯年八月

下海瀬村
役人惣代

与頭
甚右衛門

同
与五兵衛

海瀬新田村
役人惣代

与頭
治助

森孫三郎様
御影
御役所

寄託 信濃国佐久郡下海瀬村相馬家文書 2440

⑫（安政二年）（忠右衛門預り組合用水関係文書目録）（折紙）

組合用水証拋物

忠右衛門預り分

- 一天和二年皆済目録巻本 ○有
- 一安永九子年御普請証拋物 ○有
- 一天明三卯年 同断 ○有

- 一寛政十午年 同断
- 一享和三亥年 同断
- 一文化七午年 同断
- 一文化十四年 同断
- 一文政九戌年 同断
- 一文政十二丑年 同断

川原用水証拠物

- 一文化三寅年
- 一文化四卯年
- 一文化七午年
- 一文化十四年
- 一文政九戌年
- 一文政十二丑年

千曲川通川除御普請証拠物

- 一貞享二丑年 皆済目録巻本写有
- 一同三寅年 皆済目録有
- 一安永九子年 出来形帳
- 一天明三卯年 御普請出来形帳
- 一寛政十午年 御普請出来形帳
- 一享和三亥年 同断
- 一文化四卯年 同断

あり
あり
あり
あり
あり
あり

有
あり
あり
あり
あり
あり

○
○
あり
○有
○有

- 一文化七午年 同断
- 一文化十四年 同断
- 一文政九戌年 同断
- 一文政十二丑年 同断

右之通り忠右衛門方ニ可有之分

寄託 信濃国佐久郡下海瀬村相馬家文書 2412

⑬ (安政二年) 乍恐書付ヲ以奉願上候 (組合用水普請証拠物など

の村方文書を忠右衛門不差出ニ付、下書) (統紙)

乍恐書付ヲ以奉願上候

(端裏書破損)

当御支配所佐久郡下海瀬・海瀬新田両村役人一同奉申上候、私共村方之義者組合用水普請証拠物、尚又川除御普請証拠物其外共、先前々々年々名主勤役ニ相当り候者預り来、村方入用之節者早速差出来り罷在候所、今般用水御普請并川除御普請奉願上候ニ付、諸証拠物村方入用ニ付、控帳ヲ以預り主穿鑿いたし候所、百姓忠右衛門方ニ数通有之候ニ付、此度入用ニ付可差出様申遣し候所、彼是不取留儀申不差出候、先年扣帳天保十二丑年御普請役三笠弘助様・芝田隼太様御発駕被遊、佐久郡一統御普請諸証拠物御取調ニ付村方不殘取調、立帳ニ仕立本書相添奉差上候所、御用済ニ相成本書御下ケ被下置候ニ付、又候右預り主方へ其之預ケ置候所、右百姓忠右衛門儀如何相心得候哉、此度二限

り不差出候故、今般川除御普請并ニ荒地御見分として両旦那様御出役被遊候ニ付奉願上、忠右衛門江御利解被成下置、御差図ニ而忠右衛門家内可探様被仰付候ニ而、役人一同忠右衛門ニ相添参り、当人差出シ候書付箱而已相探候処、預り之内少々有之、然上者相残りハ必定相隠候ニ相違無御座候与乍恐奉存候、右様之者其儘差置候而者、村方諸証扱物紛失仕候事曆然ニ而、両村確与差支、其上、御公儀様江偽り書物差上置候ニ聞候而者一同奉恐入儀御座候間、何卒格別之御慈悲ヲ以右忠右衛門被召出、御嚴重之御吟味被成下置、村方諸証扱物不残差出候様被仰付度奉願上候、右願之通り被仰付被下置候ハ、一同御救与難有仕合奉存候、以上

25A 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 22901

⑭安政二年九月一日 差出申詫書一札之事(忠右衛門一件二付)

(統紙)

〔端裏書〕
「安政二年八月中忠右衛門〆村方江差出候詫書控」

差出申詫書一札之事

一此度村方大切成証扱書物、去ル天保十二丑年中御改帳之内私方ニ忒拾七冊有之候分、去月廿九日出水ニ而荒地出来、右書物入用ニ付私預り之分可差出様役人中より再度被申聞候処、内拾壹冊者差出し、相残之分ハ無之段申断候ニ付、家内相尋可差出様再応御異見被下候を不取用申募候ニ付難捨置、役人中より御役所江御願立被成候ニ付、今般御召出シニ而宿元ニ控居候留守中、相残之分証扱書物去廿四日夜名主武大夫方外縁ニ有之候ニ付、其段又々御届ケ被成候間早速私

御召出ニ相成、御吟味中手鎖宿預ケ被仰付、逸々申訳無之先非後悔仕、此上御調請候而者何様之御仕置被仰付候哉も難計、宿御隠居白斐并宿七郎右衛門殿へ取組御頼御詫申上候趣意者

一此度差出候証扱物者勿論私方御判物不残差出、右之次第柄ニ而五人組頭之儀者先規之通り本家与左衛門方へ引渡、并ニ御願立被成候雜用者勿論、一件中諸雜用差出し御詫申上候所、御勘弁之上御聞濟被下忒存候、然上者右様之義者不及申以来万事改心仕、役人中江対シ不法之義無之様ニ可仕候間、御吟味是迄ニ而御願下ケ被下候様御頼申上、依之親類・組合連印ヲ以一札差出申処如件

安政二年

卯九月朔日

下海瀬村

当人

忠右衛門印

五人組頭

与左衛門印

親類

権次郎印

御影新田村

宿

七良右衛門印

下海瀬 両村
海瀬新田

御名主
与頭衆中

寄託 信濃国佐久郡下海瀬村相馬家文書 2452

⑮卯(安政二)年九月朔日 乍恐以書付奉願上候(忠右衛門過忘宿

免及び一件下げ願)

(統紙)

乍恐以書付奉願上候

当御代官所下海瀨村・海瀨新田村御普請証扱書物、下海瀨村百姓忠右衛門方ニ而預り置候分同人義不出差、^{（マ）}両村御普請奉願上ルニ差支、其段村役人より願上候所、忠右衛門被召出一通り御糺之上猶又詮義被仰付、掃村之上詮義仕候得共何分相知不申由申之候得共、右ハ全忠右衛門義詮義行届不申義ニ而、右証扱書物類今般差出し候得共、一旦隠ケ間敷義有之其上難心得差出し方ニ而、殊ニ不取留義申立ニ付御吟味中手鎖宿預被 仰付相慎罷在、此上旁御吟味請候而ハ可申上様無之、先非後悔仕奉恐入候旨申之、且村役人江ハ書面ヲ以訖入、右様事柄相分候上ハ、此上村役人より御願筋申分無御座候間、何卒格別之以 御慈悲忠右衛門義御過意御宥免一件御下ケ被成下置度、連印ヲ以此段奉願上候、右願之通り御聞濟被成下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

卯九月朔日

下海瀨村
当人 忠右衛門

差添 權次郎

名主 武太夫

組頭 宗 助

同 禎一郎

海瀨新田村
組頭 次 助

森孫三郎様

御影

御役所

25A 信濃国下海瀨村土屋家文書 2190

⑬安政五年十二月二十四日 為取替一札之事（与左衛門・忠右衛門 差纏二付）（続紙）

為取替一札之事

今般本家与左衛門ハ忠右衛門江相掛少々差纏之義有之気毒ニ存、穴原組頭勘右衛門・本間村忠右衛門、村方組頭宗助・同貞一郎立入双方篤与承り候所、行違之義ハ事起候得共事柄相分、此上双方申分無御座候、然上者年来之疑心万事相晴、以来少も違論ケ間敷義毛頭無御座候、依之立入人一同為取替連印如件

安政五年十二月廿四日

下海瀨村
当人 与左衛門

同 忠右衛門

穴原組 組頭 勘右衛門

立入人惣代 村方 宗 助

同断 組頭 宗 助

25A 信濃国佐久郡下海瀨村土屋家文書 2682

⑭文久元年六月 為取替申和談書之事（与左衛門・忠右衛門不和合

二付）

（続紙）

為取替中和談書之事

与左衛門・忠右衛門両家何歟不_レ和合_二付、今般親類崎田村伴次郎并
当村宗助立入双方へ異見差加へ、和熟仕取極候者左之通

一安兵衛・三右衛門世話之儀是迄忠右衛門方_二而仕候得共、今般_レ与
左衛門方_二而世話可仕事、尤忠右衛門世話中勘定等_二不及候事

一梅本庵世話之儀前同様忠右衛門方_二而是迄致世話候得共、已来者_レ与
左衛門方_二而万事世話可仕候、尤忠右衛門世話中勘定向之儀者伴次

郎立入取調相濟候事、且忠右衛門寄附仕候地所之儀者、兩親并弟年
季法事等無怠仕、今般相改忠右衛門持高_二差加へ、已来同人勝手次

第進退可仕筈

一本家方_二而進退可仕書類忠右衛門預り置候分、今般成丈与左衛門へ
相渡、見へ兼候品者追_レ而見当次第相渡可申筈

前書之通悉納得和熟仕候上者重_レ而違乱無御座、双方実意_二睦合永続仕
候様可致候、依_レ而親類并立入人連印一札如件

文久元酉年六月

与左衛門[㊦]

忠右衛門[㊦]

親類

徳 平[㊦]

同
立入人崎田村

伴次郎[㊦]

同
宗 助[㊦]

25A 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 160

⑬ 文久三年十二月二十日 会谈日記

(半)

(表紙)

文久三年

会谈日記

極月廿日

下海瀬村

名主

与左衛門

会谈定之事

一来子年名主役_二附些少行違出来候へとも、今般役人・五人組一同相
談之上事柄相分、然上者村方御用書物之儀ハ与左衛門預り置、当用
書物之分子年名主江相渡、御用書物入用之節ハ名主元江与左衛門持
參、御用弁次第同人持參預り置可申事、且右之儀_二付引合^忠沖右衛門
_レ差出候口上書并_二宗助より差出候書類ハ、役人・五人組立会之上
封印いたし、与左衛門預り切_二いたし置可申事

一沖右衛門一件之儀ハ重_レ而沙汰無之旨取定候へとも同人他出_二付、追
而同人より申出候趣意_二依_レ而者其掛_二取計江可申事

右様会谈取定候所相違無之候、依_レ之出会銘々自筆_二而名前印置候所如
件

文久三年

亥十二月廿日

出会人

与右衛門

同

与惣次

荒三郎

金藏

右馬之助

伝左衛門

安平

宗左衛門代兼

善太夫

伊助

勝右衛門

幸之助

庄兵衛

宇吉

甚右衛門

貞之介

嘉兵衛

宗助

伴平代兼
与左衛門

和熟書之事

一是迄私共一族忠右衛門儀、為差儀も無之候得共兎角与不和合二而、
既今般同人身分之儀二付差支出来、左之仁方立入夫々事柄相分、就
上者祝儀・不祝儀ハ勿論事変之儀者不及申、家内治方等二至迄誰彼
二不拘、都而一族相談之上取計、尤一族決心異見差加江候儀者是又
弁別可仕候、右者全一家一族弥増永統之基和熟議定書いたし候処、
依而如件

慶応二寅年十二月

下海瀨村

本家

与左衛門 ㊦

久平 ㊦

忠右衛門 ㊦

藤左衛門

権平 ㊦

孫右衛門 ㊦

立入

親類

花岡九重郎父
与五兵衛

同
親類

助之丞 ㊦

同
海瀨新田村

与頭
儀右衛門 ㊦

右者本家与左衛門方へ預置、睦方專一ニ取計可申事

25A 信濃国佐久郡下海瀨村土屋家文書 2683

①慶応二年十二月 和熟書之事(与左衛門一族と忠右衛門不和二付)

(続紙)

五

38X5 出雲国簸川郡神門村役場書類 13915

弘化三年三月 神門郡芦渡村諸帳面附渡帳

(横長半)

(表紙)

弘化三丙午三月

神門郡芦渡村諸帳面附渡帳

庄屋甚助

御上令被下置候帳面

延宝二寅三月
一田畑本田御檢地帳

壹冊

同年

一反新田御檢地帳

壹冊

寛保二戌三月
一免別加儀御檢地帳

壹冊

明和五子三月
⑤一大川内新本田入御檢地帳

壹冊

同年
一大川内田畑石新田御檢地帳

壹冊

同年
一山辺田畑石新田御檢地帳

壹冊

文化式丑九月
一御檢地帳写摺合帳

壹冊

一本郷大高増帳

五拾八冊

但延宝三卯年今文政七申迄五拾七冊

外高増目錄壹冊 庄屋為十代之分

天保十四卯年

⑤一本郷新開畑田成大高入帳

貳冊〇

庄屋甚助代

文政十三寅年丈助持分
⑤一新開本田入大高増帳

壹冊〇

外

不用高増

三冊

元禄三千年
但寛保式戌年
延享三卯年

外 紛失帳

拾貳冊

但年号何角委敷古庄屋為十付渡帳二書晰
有之二付此所略ス

元禄七戌年

一高減帳

一石新田高増帳

貳冊

明和九辰年

壹冊

文政式卯年

貳冊

文政七申年

壹冊

⑤一同新開帳

三冊〇

文政四巳年

壹冊

天保十亥年

壹冊

同十一年 卷冊

④一同新開帳 三冊○

天保十四卯年 卷冊

天保十五辰年 卷冊

弘化二巳年 卷冊

庄屋甚助代

④天保十四卯年 卷冊
④一同畑田成大高入帳

庄屋甚助代

一永否帳 三拾冊

延宝貳寅年(化脱カ)文元子年迄貳拾九冊

外定引目六 卷冊

一永否開敷帳 四冊

宝永亥年 卷

享保廿卯年 卷

文化四卯年 卷

文政七申年 卷

④天保十四卯年 ○
④一同 卷冊

庄屋甚助代

④一年々一作引帳 四冊○

弘化二巳年

一本田年々一作引帳

石新田 庄屋甚助代

④天保十二丑改 卷冊○
④一引米一作引帳

延宝六年 一屋敷田二成御高上高引二遺帳 卷冊○
一御下札百五拾三本

貞享 三本

元録(巻) 拾五本

宝永 七本

正徳 五本

享保 拾六本

元文 四本

寛保 三本

延享 四本

寛延 四本

宝曆 拾貳本

明和 九本

安永 八本

天明 六本

寛政 拾貳本

享和 三本

文化 拾四本

文政元 卷本

④文政二今十二迄 十一本○

④文政十三寅今天保三辰迄 三本○

庄屋新平代

⑤天保四巳丑迄 九本〇

庄屋良意代

⑤天保十三寅弘化二巳迄 四本〇

庄屋甚助代

外二

先代紛失之分 拾五本

享保三戌四亥五子九辰四本定免二而不渡

元文五甲年卷本不渡

右紛失之分年号古庄屋為十附渡目六二委敷書記有之二付此所

略ス

⑤明和六丑年
一櫛畑御改帳

⑤但當時櫛石御役所帳面前写し相渡置

外二

⑤古庄屋新平代櫛一途帳面仕出し物袋入〇

外二

⑤天保十四卯年
一油木御改帳

庄屋甚助代

明和元申年
一義田証文

⑤一物成年数帳

弘化二巳年

天保十五辰年

天保十四卯年

天保十三寅年

天保十二丑年

三冊〇

貳本〇

壹冊〇

壹本〇

七冊〇

壹通

壹冊〇

⑤一当一作引御改帳

天保二卯年

天保六未年

天保七申年

天保八酉年

天保九戌年

天保十亥年

天保十一子年

天保十二丑年

八〇

庄屋甚助代

一当时不用帳

古検地石新田高増帳

石新田永否帳

同反新田

同開敷帳

同年々一作引

本田新田物成覚

新井手道敷改

⑤石新田年数覚

⑤御辻検御書付

天保六未とし

物成年数覚

廿九冊

拾貳冊

三冊

貳冊

貳冊

拾九冊

⑤内十四本〇

壹本

三本〇

三本〇

壹〇

八拾八通

外二

⑤ 豎紙拾三本

〇

文化二丑九月庄屋喜平太代、當時不用
⑤ 一保知石免別出名寄帳

壹冊〇

同 當時不用
⑤ 一同免別田方順帳

壹冊〇

文化四卯年、當時不用
⑤ 一古反名寄

四冊〇

内 本郷田畑
石新田之畑

貳貳

所務方帳

⑤ 一順帳六冊〇

山崎 油井分

渡田 保知石

加儀分 石新田

⑤ 一反名寄六冊〇

本郷田畑 貳冊

保知石免前 壹冊

加儀免別 壹冊

石新田之畑 貳冊

一 腰林地錢差引帳

寛政十一未、當時不用
一人別腰林帳

三冊

外錢取立書出し相添

庄屋定意代

天保六未年
⑤ 一腰林反名寄帳

壹冊〇

庄屋良意代

⑤ 一御拝借返上人別取立帳

四冊

⑤ 文化十三子年

⑤ 天保貳卯年 〇

⑤ 天保三辰年 〇

⑤ 天保八酉年 〇

⑤ 一輪切帳

拾壹冊〇

根元輪切有高輪切四冊、田方輪切七冊

⑤ 一義金麦預書

拾貳通〇

⑤ 一同断人別預り承知印形帳

三冊〇

一 宗門帳

三冊〇

辰巳午三ヶ年分

内巳年分久藏方二有

文政二
一 卯納小繫割帳

壹冊〇

但減方御入用二付去巳年郡家へ差出有之候

⑤ 一小繫割帳

七冊〇

文政三辰合同九戌迄七冊古庄屋為十代、後年見合之ため庄屋

甚助受取置、此度改而付送ル

一 欠高割帳

拾四冊〇

右同断文政二卯納合同八酉納迄七ヶ年分、古庄屋為十代

⑤ 一小物成帳

壹冊〇

④一巳小物成目六
一宗門符合物類

卷冊 ○

御小人受状類

十通 ○

内

八十卷

古役代

④十

庄屋定意代 ○

④一百人組政右衛門受状
④紺屋届願書

内八通
式通

不用物
④入用物

壹通 ○
三通 ○

④三十五

庄屋為十代 ○

④五

庄屋又八代 ○

④十九

庄屋庄平代 ○

④廿九

庄屋良意代 ○

④八

庄屋甚助代 ○

④一保知石免別反名寄認直し人別承知印形帳一冊
天保七年
一村絵圖
一田畑山林売買証文留
安永八子(ツ)文政三辰迄八冊
④先役為十代又八代之続庄屋新平代迄壹冊 ○
④天保六未分同十迄壹冊
④同十一子分丑迄壹冊
庄屋良意代 ○

壹枚 ○
拾貳冊

村方袋入

一沖樋用水懸町数究書付

一山出入御取扱書

頭百姓与五右衛門宛

一松寄下村山入来与申出返答書

右同断

一元坪渡脇十六ヶ村割合帳

一同書付物

外書状壹通

庄屋又八代

一年々氏神頭差紙

年寄勘兵衛預り

一郷人受状

右同人預り

卷冊

五冊
紙包

壹

壹袋

④一附渡目録
④庄屋和藏
庄屋喜平太
庄屋定意
庄屋又八
④庄屋良意
④庄屋甚助
④一年中農業行司記

四冊
壹冊 ○

十冊

宝曆十三未年
④一永否ヶ所并人別仕出し帳

安永貳巳年

④一御普請方
高役方 御手懸仕出し

袋入
一比布智社々領仕出

一御給地百姓割書出し

④一諸郡村々諸割入り合帳

一唐船御手配御書付并人夫留

寛政八辰年袋入
一火事訴案紙

弘化三年年

④一村方五人与合連印帳

正徳六年

正徳 後畑田新開破石不受帳
十年

延享四年

④一道橋井手関改

寛延四未年
一保知石地詰野取帳

安永三年年
一順帳

但中折紙

安永五申年同六酉年同四未同七戌
一反名寄帳

但傘紙大和

庄屋和蔵

寛政十二申年
一反名寄帳

壹冊〇

壹冊〇

壹冊

四冊

壹冊〇

壹冊

壹冊

壹冊〇

古庄屋市野右衛門代

袋入
一御役目屋敷役

④一小物成
油 木古帳

袋入
一本田新田順帳別目録

文化元子年

一摺合順帳被仰付候節村中下拵諸帳面

文政四卯年袋入
一畑田成下拵改帳

文政十亥年
④一中稻反見積帳

④一晚稻反見積帳

一腰林野うて伐仕出帳

④文政四巳年卷

④天保十亥年卷

一村絵図下書

④外千田二相成候所之絵図卷〇

山道絵図卷枚

頭百姓預り

一水鉄砲式挺

与五右衛門
此 八預り

一御用提燈

本郷年寄預り

一弓張手提燈

当時なし

一御備村幟

三冊

壹冊〇

式

十七冊

壹冊

壹冊〇

壹冊〇

式冊〇

壹冊

七冊

五冊

壹冊

壹冊〇

六冊

卷

卷

与五右衛門預り

一御用状箱

壹

役人手前二有

⑤一役所算筒机

壹〇

一三ツ引出算筒

壹

与五右衛門預り

一御通箱

貳ッ

但財布又藏方預り

⑤一見合物袋入

三十式品〇

袋二目六委敷有之、古庄屋為十目六二有之、数多二付此所

略ス

一貯米人別割合

三冊

一文化四卯畑田成改之節人別帳留竿入帳

壹冊

一比布智社建立入用錢差引帳

⑤一同拜殿新建入用取立帳〇

但四ヶ村元帳以下古志村預り

庄屋甚助代

⑤一村償石主付元留帳

壹冊〇

一右同断年々錢廻り目六

文政七申二月

一地御改之節一途

古庄屋為十代出来、書類数十九通

⑤一村償石主付証文

四本〇

⑤一古志川内小土手根切二相成鯨尾御願御僉着無之旨願書御返し二相成候分

壹本〇

⑤一人別有高帳

〇

弘化二巳年

⑤一芦渡村野山之内三ヶ所二而新開願人有之候二付差障書扣壹冊

〇

⑤外二下書壹通〇

⑤天保三辰年袋入

〇

⑤一芦渡村新田開敷絵図

外

壹冊

新開見込人夫積書扣

新開之義二付松枝勝助分差出候一札

新開御惠米被下人別開敷仕出帳

新開入用之内御了簡米配当帳

⑤ノ五通〇

⑤一木入刃大瀉用水惠樋貳分之節諸入用水下割帳壹冊

〇

⑤一木入刃上分用水樋御普請入用水下割帳壹冊

〇

天保二卯同四巳年

一大川内本田畑石新田畑とも年数願三冊

文政十三寅九月

一松苗山之儀二付差出候願書扣

裏書を以御許容書候覚分

⑤一古志川内法相御普請願書

天保二卯年

⑤一古志川内元坪鉄穴水流シ願下書

文政十二丑十月

⑤一五万俵割石面

⑤一已納畑方銀納帳

⑤一同点懸帳

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

〇

⑤一同面打帳 壹冊〇
⑤一定例 臨時御囲糶帳 貳冊〇

天保十三寅助弘化二已迄四年 庄屋甚助勤中
一小繫割帳 四冊

外小御目 四冊

内寅卯二冊去已減方二付上へ差置

⑤一櫛木仕出し扣 壹冊〇

庄屋良意代

⑤一古志川土手筋櫛木ケ所別改順帳 〇

庄屋甚助代

⑤一軒別櫛上納書出し五冊 〇

庄屋甚助改付送ル

⑤高役除ケ所仕出し帳 壹冊〇

松枝村用水新樋願ひ芦渡村へ差障り書扣

⑤一古志川十間川出水防備人別印形書付 〇

外同断下庄松枝両村役人書状之下書

⑤一古志川内法相小土手鯨尾御普請御聞届御紙上 〇

天保十二丑八月 御聞届御紙上写し

⑤一保知石川御普請入用本郷芦渡両村割合帳 壹冊〇

弘化二巳年 一右同断

一天保十五辰八月野山ニ於て知宮沖村へ小松伐留いたし其段村役人

馬へ申遣候御書状并同村へ遣候返状共式通

⑤一保知石年々一作引人別書上帳 壹冊〇

石新田

庄屋甚助代改

天保九戌同十二丑迄 四冊〇
⑤一高役割帳

庄屋良意代

天保十三寅助弘化二已迄

⑤一同割帳四冊

夫遣帳四冊 内寅卯兩年巳年御役二上候ひかへ

庄屋甚助代

天保九戌子迄

⑤一欠高割帳 六冊〇

庄屋良意代

天保十二丑助

⑤一小役引帳 壹冊〇

右同人勤中

天保十五辰年 一千木代錢郡下札并人別取立帳

⑤一同年 一十王堂再建願書扣

御聞届御紙上写し

阿弥陀寺へ社御奉行様願

村方御手当御紙写し、同断村方返否書状扣

天保十四卯年

⑤一段林両堤御普請願書扣共御聞届ニ相成候書状写し共都合六通 〇

天保十四卯二月

⑤一地御改一途袋入り 拾九通〇

口々紙袋二書印 庄屋甚助代

⑤一天保十三寅年郷中高坪共拾石ニ付糶老石之割を以選穀 〇

致置候様被仰付則人別手前ニ而選置承知印形帳壹冊

弘化二己十二月

④一右同断選穀致候様被仰渡其通選置候外銘々貧民号候等之手当人別承知印形帳并受書一通共

⑤外上へ差出候扣立帳共

一錢七貫七百九拾四文

日御崎勸化錢去ル子年宗門人馬七百拾壹文、壹人二付拾五文也、丑未迄七ヶ年之取立、尤丑寅兩年ニ而壹人二五文也、卯未迄之中壹人貳文也取立、年々六朱廻ニして未暮元利掛出候様子、七月郡役人申分御触有之候処、子年宗門ニ懸候而八年々増減も有之儀、村方相談之上年々改宗門人馬ニ割合取立置候分、且六朱廻りと御座候へとも借受人無御座、元錢を以付渡ス

三貫五百四拾文

寅宗門七百八人

丑子兩年分壹人二付五文也

壹貫四百四拾貳文

卯宗門人馬七百廿一人

内 壹人二付貳文也

壹貫四百拾文

辰宗門人馬七百五人

壹人二付貳文也

壹貫四百貳文

巳宗門人馬七百壹人

壹人二付貳文也

天保十二丑助同十五辰迄四所務
⑤一欠高割帳

庄屋甚助代

内寅卯兩助減方御調ニ去已上へ差出候迄

文化十三年十一月

④一御国中金錢十貫目御拜借石宗門割渡し帳

此分前ニ有之相写

弘化二年二月

④一御普請方御手遣候土手間數書出し壹枚

④一木入屋樋尻普請之節受取郡役人中御状写し

右之通芦渡村諸帳面相渡申候間、御受取可被成候、以上

弘化三年

庄屋甚助印

庄屋吉右衛門殿

年寄勘兵衛殿

年寄佐助殿

六

24R 三井高維蒐集文書 366

嘉永三年正月 諸帳面定目錄

(半)

(表紙)

(題簽)

八册〇

信州湯川村

諸帳面定目録 嘉永三年一冊合綴
同 四年一冊合綴

〔内表紙〕

嘉永三庚戌年

諸帳面定目録

正月廿八日

湯川村

第一ばん 南山御絵図同写 荊敷山絵図外ニ封印古絵図
御山絵図 汐日向絵図金兵衛様絵図南山立会絵図

式ばん 御山御証文并御留野御証文

三ばん 己酉中村入会証文印鑑共ニ

四ばん 御目録新開起共ニ

五ばん 御野帳

六ばん 新開御野帳百姓改野帳

七ばん 百姓改御野帳畑御野帳 内老帳横

八ばん 新御目録

九ばん 年来記大帳

拾ばん 野帳写仕分帳共ニ

拾壹ばん 小野帳仕分帳写

拾貳ばん 出人免許証文并願書扣共ニ 嘉永三庚戌年

拾三ばん 物成惣永引畑直し永引起返共ニ

拾四ばん 御馬飼番御郡中割付帳

拾五ばん 御伝馬札庚子御改御神領分共ニ
内拾六枚半匹札

拾六ばん 御宗門并無行衛年季者当座共ニ

拾七ばん 御毛附帳

拾八ばん 名寄出作共ニ

拾九ばん 御役儀高帳無役高帳共ニ

式十ばん 米大豆序帳御借用序帳

二十一ばん 田畑仕分帳并土大豆帳

式十二ばん 麻綿帳

式十三ばん 御頭帳并入用大割帳共ニ

式十四ばん 大橋渋川橋入用帳 人足割付帳
願書外ニ六通

老帳○

四帳○

三帳○

四通○

横式拾九帳○

老帳○

六拾枚○

三帳○

老帳○

式帳○

式帳○

老帳○

横式五帳○

老帳○

拾四帳○

三拾五帳○

式十五ばん
 小歩割書上帳
 式十六ばん
 山割七ヶ村入会帳（マ）月隔
 式十七ばん
 寺什物帳古寺判巻つ
 式十八ばん
 借用金裏印書留帳新古
 式十九ばん
 助郷二付從江戸持參手控
 三十ばん
 叭免宮免帳
 三十一ばん
 御神領人別扣帳
 外二書上巻通
 三十貳ばん
 村中相談二付定書帳
 三十三ばん
 御鹿山願書扣横帳共二
 三十四ばん
 歩米御借用割付帳
 三十五ばん
 村々改方歩割帳
 三十六ばん
 豎紙証文向
 三十七ばん
 御給所
 三十八ばん
 林御改扣下山林書上証文扣
 内牛山金兵衛様御林証文巻通
 三十九ばん

横巻帳 ○
 四帳 ○
 式帳 ○
 四帳 ○
 豎横式帳 ○
 巻帳 ○
 拾帳 ○
 巻帳 ○
 拾九通 ○
 式拾巻帳 ○
 巻帳 ○
 拾式帳 ○
 五通 ○

追鳥人別書上帳控
 四十ばん
 河邊高差出し之控
 四十一ばん
 大河原山佐久郡与出入二付割帳
 四十貳ばん
 御殿様御遊見諸事覚帳
 四十三ばん
 南山新切竿地潰帳
 四十四ばん
 林御見分野帳写共二
 四十五ばん
 下山式歩御借用帳
 四十六ばん
 開発場二付入会村指出し書付帳
 四十七ばん
 永引改帳
 四十八ばん
 浅倉汐柏原村万右衛門江貸候証文
 四十九ばん
 本堂建立二付諸帳面
 破書少し
 五十ばん
 大太鼓
 五十一ばん
 仙寿院様御出二付栗平一件扣
 五十貳ばん
 諸募箱二入テ
 五十三ばん
 中村福松札捨候二付詫証文 下書共二
 五十四五はん
 御役儀札木挽札護摩鍋

巻帳 ○
 巻通 ○
 巻帳 ○
 三帳 ○
 巻帳 ○
 式帳 ○
 巻帳 ○
 巻帳 ○
 四帳 ○
 巻通 ○
 式拾五帳 ○
 巻通 ○
 巻通 ○
 六通 ○
 巻通 ○
 式通 ○
 巻通 ○

五十六ばん
 京四條通伝兵衛ハ請取置候書付 下書共二
 五十七ばん
 乞食死去二付濃州直藏ハ取書付
 五十八ばん
 芹ヶ沢忠藏中村林之助元木山江乗込詫証文兩人
 五十九ばん
 計升
 六十ばん
 小升棒共二
 六十壹ばん
 龍吐水
 六十貳ばん
 守隨
 六十三ばん
 古野帳
 六拾四ばん
 同横帳封印
 六十五ばん
 開発場被仰付候訳書留帳
 六十六ばん
 簞笥
 六十七ばん
 無納地林地詰帳
 六十八ばん
 諸色下書向覚帳
 六十九ばん
 江戸御廻状写
 七十ばん
 御役儀高下山高御永引家軒人別馬数御伝馬書上扣
 七十壹ばん
 永引百姓改野帳写共二

四通〇
 壹通〇
 貳通〇
 壹挺〇
 壹挺〇
 壹本〇
 壹帳〇
 拾八帳〇
 四拾貳帳〇
 壹帳〇
 壹つ〇
 拾壹帳〇
 壹帳〇
 壹帳〇
 壹帳〇
 貳帳〇

七十式はん
 疲神際入用帳
 七十三はん
 小野帳色々々 外二横壹帳
 七十四はん
 中村并両新田山入被仰印形帳
 七十四はん
 桐箱
 七十五はん
 古畑直し永引横帳
 七十六はん
 詫証文向
 七十七はん
 開発芝場類横帳
 内帳帳久保嶋様二有之
 七十八はん
 元祖講書付
 七十九はん
 冥加金差上候二付御請書
 八十はん
 和尚様入院二付定書付
 八十壹はん
 同入用帳 寺二有之
 八十貳はん
 渋川橋下中村愛之丞証文
 八十三はん
 内山畑直し野帳
 八十四はん
 永引起返野帳
 八十五はん
 宝重年賦引帳 横川様二有之

横式帳〇
 拾四帳〇
 横式帳〇
 壹つ〇
 六帳〇
 拾八通〇
 三帳〇
 三通〇
 壹通〇
 壹通〇
 壹帳〇
 壹帳〇
 壹帳〇
 壹帳〇

八十六ばん 御役儀組割帳 三拾帳○
 八十七ばん 八ばん番附落百四十五帳ノ二入 百四拾五帳ノ入
 古野帳色々 三把之内也
 八十九ばん 和田宿一件之扣 三通○
 九十ばん 餅路橋下開発場買証文 三通
 九十一ばん 挑灯 式張○
 九十二ばん 御頭ニ付諸事入用帳 壹帳○
 (本文上部記載)
 九十三ばん 番付落
 九十四ばん 御永引帳無之(分上帳扣) 壹帳○
 九十五ばん 澤市左衛門様御林山手米頂戴之節指上一札扣 三通○
 九十六ばん 芹ヶ沢与久保田叨一件願書之扣取替共ニ 七通○
 九十七ばん 御永引改ニ付永引帳 地詰帳共ニ順達 拾四帳○
 九十八ばん 大河原汐冬水願書扣 壹通○
 九十九ばん 中村入会ニ付閏月取替証文御鹿山山の口延シ無心書付共ニ 三通○
 百ばん 男谷彦四郎様御触書 豎三帳○
 百壹ばん 歩給米宿蕎麥割付帳共ニ 式帳○

百貳ばん 御郡中村町江申渡帳 豎壹帳○
 百三ばん 御郡中村町江御触書扣横帳 壹帳○
 百四ばん 御柱小宮渡代扣帳 五帳○
 百五ばん 柏原村橋場ニ付取替証文扣共ニ 式通○
 百六ばん 山口新田権左衛門無札ニ付証文 壹通○
 百七ばん 御永引年賦御請書帳 壹帳○
 百八ばん 村田入揚叨酒割付帳 壹帳○
 百九ばん 御頭大割帳 壹帳○
 百十ばん 舞屋建替諸入用帳 五帳○
 百十一ばん 菅沢新田富五郎証文 壹通○
 百十二ばん 中村勇五郎詫証文 壹通○
 百十三ばん 荒所御蔵神領共ニ 五帳○
 百十四ばん 土大豆書上帳 三帳○
 百四十五ばん 古名寄高帳 米方大豆序帳共ニ 三把
 百四十六ばん 御郡中御法度条々 百四拾五帳内也
 豎壹帳○

百四十八ばん
永引起返御野帳

壹帳○

百四十九ばん
柏原村仁右衛門の請取候証文

壹通○

百五十ばん
御永引地詰書上

壹帳○

百五拾壹ばん
御鹿山願書控

三通○

百五拾貳ばん
藪切替証文

壹通○

(本文上部記載)
百五拾三番はん付落也
百五拾六番も付落也

巻本二而

七通○

百五十四ばん
新湯願書請書

百五十五ばん
新酒歩人の取候書付

壹通○

百五拾七ばん
天保子の弘化元迄売買名寄
外ニ弘化元迄嘉永二迄式帳

拾帳○

御高帳御借用帳 百五拾八ばん

式帳○

百五拾九ばん
御宗門古箱

壹つ○

百六十ばん
新酒二付栗生新田幸五郎の請取塩沢村角左衛門新酒願書

式通○

百六拾壹番
九一色荷物対談書 大門峠荷物附送り示談有御請書
右者御上様ニ有之

三通

百六拾貳番
弘化二乙巳年小泉郡和田宿ニ而道中
御奉行様江村高家軒并人別書上

式通○

百六十三ばん
和田宿宿附代助郷一件帳

豎三帳○

百六十四ばん
和田宿一件二付入用帳并仕法帳

横七帳○

百六拾五ばん
安永度助郷願書扣

壹封○

百六拾六ばん
芹ヶ沢村の境論并伊奈郡大草村

五通○

百六拾七ばん
繁次郎書付

壹通

百六拾八ばん
柏原村与兵衛取替書付

式通○

百六拾九番
御殿様御遊見二付行例御案内御宿役配并人馬着到長

式帳○

百七十ばん
和田宿入用割帳

八帳○

百七十壹ばん
御高掛丙午上納金請取

式通○

百七拾貳番
役人役務中年月記

壹帳○

百七拾三番
村中申付書写

壹帳○

百七十四ばん
救米并村融通扣

壹帳○

百七十五ばん
鍵錠前共ニ

五品○

百七十六ばん
讓宗門帳 辰年

式帳○

百七十七ばん
御鹿山一件入用帳并願書

六帳○

百七十八ばん
村中貸借新湯序弘帳共ニ

四拾帳

神領共ニ

百七十九はん
小諸山艸野立科上木買証文共二

五通

(この間1丁空白)

右之外古目録二名主儀右衛門以心得違野帳并目録江点ヲ懸、依之御勘
定所江指出し申候由先役今段々申伝候由、畑方野帳江九点、田方野帳
老点、都合拾通名面江点懸候処有之候、是又名主儀右衛門代二
御上様江奉願上御目録江墨付有之候、是又御代官様工藤縫右衛門様御
代名主七郎兵衛役中ニ奉願上候、已上

右之通相違無御座候、以上

嘉永三庚戌年正月廿八日

古役

又右衛門

同断

久左衛門㊦

同断

源左衛門㊦

同断

彦五郎㊦

同断

万右衛門

同断

永左衛門㊦

同断

浅右衛門

神領年寄

紋兵衛

同断

普次吉㊦

(11丁目丁間挿入文書)

(包紙ウハ書
「請書」)

請取

一目録ケ条之通

右之通儘ニ受取申候、以上

名主

戊五月十八日 又右衛門㊦

前役

仙左衛門殿

仙右衛門殿

同断

水右衛門

問屋

孫左衛門

神領名主

染右衛門㊦

名主

三右衛門㊦

33P 駿河国庵原郡今宿村池田家文書 145

嘉永三年六月 村方たんす諸帳面諸書付諸絵図有来ル分取調

(横長半)

七

(天保十三寅十一月宿々御取調 御勘定坂井助左衛門様へ書上村中家
作家業取調 壹冊并絵図壹枚外二帳壹冊)

寛政三亥九月往還並木御改 壹冊

明和九辰七月並木數本御請書写 壹冊

延享四卯六月往還通並木數書上帳 壹冊

宝曆七丑二月並木松木數書上 壹冊

○

明和九辰八月並木風折書上 壹冊

安永六酉年十月往還並松木道橋丁場掃除道作被仰渡書 壹冊

明和五子正月御公儀様へ五海道へ御觸書写 壹冊

×右ノ式之引出し入

天保十五辰正月 夫食貯穀書上帳 壹冊

文化十三子年十二月御觸書 壹冊

寛政九巳十月毒荏木數書上 壹冊

寅二月御觸書写し 浪人分 壹通

御浦御高札并御觸書写し 壹冊

寛政十二申八月御尋二付書上帳 壹冊

文化三寅七月御尋二付書上帳 壹冊

午正月虚無僧御法度書写し 壹冊

さつま芋植付御高書付 壹冊

明和四亥三月衆立博奕二付被仰渡請印帳 壹冊

明和八卯五月御觸書写し 壹冊

宝曆九卯七月品々被仰渡小前百姓請印帳 壹冊

文化六年八月博奕御觸請印帳 壹冊

×

天保四巳六月御取締御請証文 壹冊

卯九月御改革地所改方其外御取締向被仰渡請書 壹冊

天保十二丑六月御觸書請印帳 壹冊

天保十一子十二月夫食御拝借年賦御請証文 壹冊

文政八酉六月御尋二付書上帳 壹冊

并案書 壹冊

天保八酉正月御置米御請証文 壹冊

天保八酉五月村中小前請印帳 壹冊

天保八酉八月葎山御代官様御申渡書付写し 壹冊

天保八酉十一月仰渡請印帳 壹冊

天保七申八月御請印帳 壹冊

天保七申年十二月差上申請印帳 壹冊

同申十二月小前惣代御請証文 壹冊

同申十二月米屋共御請証文 壹冊

文政十一子八月御觸書請印差出帳 壹冊

天保三辰正月郷村御高書上帳 壹冊

天保四巳検見帳前書 壹冊

×十七

天保八酉二月飢人数書上 壹冊

同 急夫食願書 壹冊

×右三引出し入置申候

享和三亥九月分間御用書上 四冊

ろ印 安永元辰十二月村内病氣違作拝借願書	沓本	寛政七卯十二月運上切替二付北田村へ出ス書付	沓本
は 明和二酉十月稻作願	沓本	享保十五戌運上証文	沓本
に 明和八卯五月旱損書上下書	沓本	申年魚獵入札証文	沓本
ほ 明和二酉七月稻作願	沓本	流木書付年号なし	沓本
と 旱損願	沓本	天明元丑五月船持分村方へ出ス運上定書	沓本
へ 寛政三亥九月沼除	沓本	天明六年二月運上切替書付	沓本
ち 明和八卯十月破免願	沓本	元文六酉正月船持分村方へ出ス書付	沓本
う 安永五申九月御検見日延願	沓本	安永十丑四月運上切替由比宿書付	沓本
ぬ 明和二酉生海嵐書上	沓本	丑四月年季明二付願書	沓本
る 安永九子十一月榮助願書	沓本	文政八酉年運上切替書付	沓本
を 富士川地木流寄書付 年号なし	沓本	文化二丑十一月運上	沓本
わ 享保廿年卯七月材木流寄候書付	沓本	文政八酉十月運上書上	沓本
か 安永元米納書付	沓本	文政四巳二月船持書上	沓本
よ 安永四未六月御支配替二付願書	沓本	延享三寅八月家数船数書上	二本
た 明和五子二月御定免願書	沓本	享廿卯七月魚獵運上願書并内済証文	二本
れ 明和二酉十月田地沼入稲作違	沓本	メ沓丸ケ 左り三之引出し入	三本
そ 明和八卯十月破免願	沓本	文化十三子七月番人宇兵衛借家書付	沓本
つ 明和八卯八月同虫付願	沓本	文化十酉二月平左衛門差出書付	沓本
ね 明和卯五月田方旱損願	沓本	文化九申町屋原恒藏分書付	沓本
な 安永四定免願	沓本	文化十四丑四月村善藏分書付	沓本
申九月十二日御検見願	沓本	寛政六寅七月由比宿へ雨乞二付怪我人書付	沓本
メ上左り巻二入	沓本	申年村源右衛門分書付	沓本
文化二丑十月漁獵切替願書	沓冊	寛政三亥十一月貯穀書付	沓本
寛政二巳六月魚獵船網品々書上	沓冊	天明三卯八月忠右衛門与三郎屋敷論書付	沓本

天保七申七月稲作其外風当り注進

寛政十二申十二月源五郎貸印出入書付

江戸の御尊判并藤八諸書付

文政十二丑正月子持友七書付

寺尾常七平九郎 書付

文政二卯六月十日太郎兵衛新助兩人書付

文政十一子十一月村寺尾文吉書付

文化八未二月村弥七弥右衛門書付

文政九戌三月伊之助庄兵衛の秋葉山地内買取証文

廿卷本 壹丸 同

寛政八辰六月繪図

文化三寅四月繪図

明和六丑四月繪図

同丑二月 繪図

安永五亥七月繪図

文化十一戌七月荒地繪図

明和四亥九月繪図

安永八亥二月塩畑繪図下書

享和三亥九月御分間繪図

籠繪図

十四本 壹丸ケ 同

安永九子五月西山寺今宿山出入繪図面下書

文政十二丑九月由比宿今宿八幡平山論繪図

壹本

壹本

四本

壹本

壹本

貳本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

五本

壹本

壹本

壹枚

壹枚

同十二丑年九月八幡平森之繪図

同十二丑八月由比宿の願書へ相添差上ル繪図 写し置分

同十二丑八月由比宿之者共山へ参り乱紋之木数改書付

同年九月八幡平森之内次第書しらへ見ル書付

延享貳丑四月山繪図本書

同文政十二丑九月由比宿山論之砌右写し書上

(文政十三寅四月北田村草苺出入之節北田村の書認め上ル繪図 尤写し也)

(文政十三寅四月廿一日古繪図北田村と有之ニ付写し取天明元丑丑五月之分)

天保四巳八月村繪図認見ル下書大繪図貳枚

天保四巳八月村繪図認見ル下書大繪図貳枚

十枚 同

天保十亥六月御普請役渡邊宇一郎様へ書上繪図

天保四巳七月葦山へ上ル繪図

天保十亥九月

袋入 同 袋入

天保九戌二月船持の村方へ出ス書付

天保十亥九月浦御触書浮流落物書付

天保亥六月八十才余人書上ル

天保十二丑二月坪之内与吉善七忠七新規船持ニ付書付

天保十三寅正月権現様御陣所御由緒有無書上

天保八酉十二月村百姓之内人物等敷もの差上 下書

源六身元不埒ニ付書付

天保八酉藤八組合親類の出ス書付

壹枚

壹枚

壹本

壹本

壹本

壹枚

壹枚

壹本

貳枚

貳枚

壹枚

壹枚

壹枚〇

壹本

壹本

壹本

壹本

貳本

壹本

壹本

壹本

壹本

壹本

尤御勘定様御調二付

外二

一御普請帳四十八冊右同断
正月廿三日御普請様不残相渡 夫作右衛門 同

一太郎左衛門書分名寄帳 卷冊 同

古帳也

一天和三年亥十月塩畑檢地帳 卷冊
御代官井出治右衛門代森覚右衛門様御改印形有り
戌八月塩畑荒地ニ出し候ニ付入用与申ニ付名主安左衛門へ相渡 夫喜兵衛

一文政十三寅六月西山寺村と草刈場出入洩口証文卷本
同取扱証文 卷本

嘉永四亥年四月十六日安左衛門へ 夫市左衛門
相渡 帰取 喜兵衛

一安永九子年五月西山寺村と草刈場山論訴
答并洩口証文共ニ卷丸

一日山論絵図面卷枚

嘉永四亥四月十六日廿日安左衛門へ 夫市左衛門
相渡ス 喜兵衛

(以下別帳を括り紐にて結び付け)
御割付調

延宝 為元年卷本不渡有り

天和 八本有、

貞享 三本同、

元禄 四本同、

宝永 八年なし 十五本同、

正徳 七本同、

享保 十一式本なし 三ヶ年卷本也 五本同、

元文 五本同、

寛保 三年ハなし 式本同、

延享 五本同、

寛延 三本同、

宝曆 十二三年未式本なし 十一本同、

明和 申辰迄 九本同、

安永 巳子迄 八本同、

天明 八本 八本同、

寛政十二 十二本同、

享和 三本同、

文化 十四本同、

文政 十二本同、

天保 九年戌年ハなし 十三本同、

百六十九本

嘉永三戌六月廿九日舟持一件ニ付入用と申名主安左衛門へ相渡ス

同七月十日帰取

夫 常右衛門
利右衛門

皆済目録調

天保 十四卯迄 十四本有、

文政 丑迄 十式本同、

文化 申 并未酉不足 十三本有、

享和 戌亥 式本有、

寛政 酉戌亥子丑寅卯辰巳午未申 十二本有、

享保 申戌戌亥子丑寅卯辰 九本有、

延享 亥子丑寅卯

寛延 辰巳午

安永 辰巳午未申酉戌亥子

寛保 申酉戌

天明 丑寅卯辰巳午未申

宝曆 未申酉戌亥子丑寅卯辰巳午未

明和 申酉戌亥子丑寅卯辰巳午

百八本也

嘉永三戌六月廿九日名主安左衛門へ相渡

同七月十日帰ル取置

五本

三本同

九本

三本

八本

十三本

八本

夫 常吉
作右衛門

源治郎調ル

宝曆元未未迄

明和元申卯迄

安永元辰卯迄

天明元丑卯迄

寛政元酉卯迄

享和元酉卯迄

文化元子卯迄

文政元寅卯迄

天保元寅卯迄

弘化元辰未迄

〔後継〕
嘉永元申卯迄
合 百七十七年也

拾三年

八年

九年

八年

十二年

三年

十四年

十二年

十四年

四年

三年

年号改見ル

延宝元丑卯迄

天和元酉卯迄

貞享元子卯迄

元禄元辰未迄

宝永元申卯迄

正徳元卯未迄

享保元申卯迄

元文元辰卯迄

寛保元酉卯迄

延享元子卯迄

寛延元辰卯迄

八年

三年

四年

拾六年

七年

五年

廿年

五年

三年

四年

三年